

4 月定例教育委員会 (議 題)

① 佐世保市立学校物品会計規則の一部改正の件

．．． P 1 ～ P 3

議題

佐世保市立学校物品会計規則の一部改正の件

佐世保市立学校物品会計規則の一部改正の件について、下記のとおり改正する。

令和6年4月23日提出

佐世保市教育委員会教育長 陣内 康昭

1 提案理由

佐世保市財務規則の改正に伴い、佐世保市立学校物品会計規則についても、同様の見直しを行い改正するものです。

2 提案内容

会計事務効率化の取組として、令和6年4月1日において、佐世保市財務規則における主管課発注上限額を「10万円以下」から「20万円以下」に引き上げられたことに伴い、佐世保市立学校物品会計規則についても第8条中の金額を「10万円未満」から「20万円以下」に見直しするものです。

3 施行期日

公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

佐世保市立学校物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

佐世保市教育委員会教育長 陣 内 康 昭

佐世保市教委規則第 号

佐世保市立学校物品会計規則の一部を改正する規則

佐世保市立学校物品会計規則（昭和49年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「10万円未満」を「20万円以下」に改め、同条第2項中「10万円以上」を「20万円を超える」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

佐世保市立学校物品会計規則（昭和49年教委規則第9号）の一部改正の件（新旧対照表）

改正前	改正後
(物品の購入等) 第8条 学校長等は、1件10万円未満の物品の購入（印刷を含む。次項において同じ。）又は修理をすることができる。 2 契約課長が指示するもの、総務課長が特に定めたもの及び1件10万円以上の物品を購入し、又は修理をするときは、総務課長が取り扱うものとする。	(物品の購入等) 第8条 学校長等は、1件20万円以下の物品の購入（印刷を含む。次項において同じ。）又は修理をすることができる。 2 契約課長が指示するもの、総務課長が特に定めたもの及び1件20万円を超える物品を購入し、又は修理をするときは、総務課長が取り扱うものとする。 附 則 この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

当日配布①

4 月定例教育委員会 (協議事項)

① 学校における働き方改革について（学校教育課） . . . P 1 ～ P 3

1 業務改善アクションプラン（令和3年5月策定）の成果及び課題

○ 令和元年度から令和5年度までの成果目標に対する実績

			R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
8 0時間 超過勤務 出現率	小学校	目標	－	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
		現状	0.2%	0.1%	0.3%	0.1%	0.1%
	中学校	目標	－	8.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		現状	13.2%	8.5%	6.9%	5.5%	5.2%
	義務教育学校	目標	－	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		現状	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%
			R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
4 5時間 超過勤務 出現率	小学校	目標	－	15.0%	10.0%	5.0%	0.0%
		現状	20.5%	12.9%	11.9%	10.9%	10.0%
	中学校	目標	－	30.0%	20.0%	10.0%	0.0%
		現状	36.7%	39.3%	38.2%	40.2%	37.7%
	義務教育学校	目標	－	10.0%	5.0%	0.0%	0.0%
		現状	15.5%	9.3%	8.8%	7.3%	7.0%

○ 3年間（令和3年度から5年度まで）の分析

【令和3年度】

成果目標	具体的方策
○80時間超過勤務 出現率 →小学校 0.0% 中学校 0.0% ○4.5時間超過勤務 出現率 →小学校 10.0%以下 中学校 20.0%以下	○ICカードによる勤務時間意識の徹底（月の半ばに個票を配付） ○新たな出退勤システム導入の検討 ○働き方改革を検討するワーキンググループの設置、及び調査・照会の精選 ○各校ごとに定時退勤、最終退勤時刻の設定と徹底 ○休暇の積極的・計画的取得の意識化 ○部活動の各部練習計画をホームページにアップする。 ○部活動の指導体制の見直しを図る。（編制数の見直し、外部指導者の活用） ○学校行事の再考、廃止や縮減等の見直し
【○成果 ●課題】 ○ICカードによる勤務時間の意識化が図られた（個人の超過勤務時間を確認） ○定時退勤、最終退勤時刻を設定したことで、超過勤務に対する意識が醸成された。 ○部活動ガイドラインに沿った練習時間の徹底が図られた。 ●時間の設定や超過勤務時間の可視化により、教職員の勤務時間に対する意識は向上したものの、大きな時間の削減には至らなかった。 ●コロナ禍のため、行事そのものが行われず、精選するに至らなかった。	

【令和4年度】

成果目標	具体的方策
○80時間超過勤務 出現率→小学校 0.0%、中学校 0.0% ○45時間超過勤務 出現率 →小学校 5.0%以下 中学校 10.0%以下	※前年度具体的方策の継続実践と徹底 ○給食の公会計化による業務の削減 ○スクールサポートスタッフの人的配置の拡充 ○スクールサポートスタッフの業務内容の拡充 ○定時退勤日の徹底、勤務時間管理の意識化の徹底 ○学校行事の精選、縮減や休暇の積極的・計画的取得の推進
【○成果 ●課題】 ○給食の公会計化によって、直接お金に携わる業務が削減された。 ○スクールサポートスタッフの業務内容として、教員が本来行わなくてよい業務があり、給食業務、PTA関連業務を任せることができた。 ○管理職代表（副校長・教頭）のワーキンググループを設置し、現場の意見を集約、発出したことで、自校へつなげるきっかけとなった。 ○3学期制導入によって長期休業日前後の日課を短縮するなど弾力的に運用できた。 ○「まなびポケット」導入によって、欠席連絡等の保護者連絡が簡素化された。 ●80時間超過勤務の出現率は減少傾向にあるが、中学校は「部活動・社会体育」に係る時間が多く、目標値に届いていない。 ●「セキュリティの強靱化」「県推奨版統合型支援システム「C4th」」の導入当初に戸惑う教職員が多く、業務に時間を要した。	

【令和5年度】

成果目標	具体的方策																											
○80時間超過勤務 出現率→ <u>小学校 0.0%、中学校 0.0%</u> ○45時間超過勤務 出現率→ <u>小学校 0.0%、中学校 0.0%</u>	※前年度具体的方策の継続実践と徹底 ○「校務支援システム」の導入 ○学校行事や業務内容の精選や休暇の積極的・計画的取得の実践																											
【○成果 ●課題】 ○学校への発出文書の削減及び学校からの提出文書の精選による業務が削減された。 ○提出方法の簡略化（データ提出、公印省略等）により、教頭業務が削減された。 ○県推奨版統合型支援システム「C4th」によって、特に教頭業務が削減された。 ○管理職代表（副校長・教頭）及び一般教諭代表（教務主任）のワーキンググループを設置し、各学校の取組を共有できた。 ●行事の精選を進めていたところであったが、コロナが5類に移行されたことで、各学校の行事がコロナ前と同じように戻る傾向があった。 ●教職員の45時間超過勤務出現率は減少傾向にあるが、目標値には遠く及ばなかった。 ●ICカードによる勤務時間の意識化は定着してきたが、累積超過勤務時間の状況をリアルタイムで確認できず、月に2回程度しか把握ができない。 ●副校長、教頭の45時間以上超過勤務の出現率は、小学校 48.2%、中学校は 75.8%、義務教育学校は 29.5%であり、高い割合を示している。																												
<table><tr><th rowspan="2">45時間、80時間 超過出現率</th><th colspan="2">小</th><th colspan="2">中</th><th colspan="2">義務</th></tr><tr><th>45h</th><th>80h</th><th>45h</th><th>80h</th><th>45h</th><th>80h</th></tr><tr><td>R4 副校長・教頭</td><td>48.6</td><td>2.2</td><td>61.1</td><td>9.9</td><td>33.3</td><td>0.0</td></tr><tr><td>R5 副校長・教頭</td><td>46.0</td><td>1.9</td><td>61.1</td><td>11.7</td><td>25.0</td><td>0.0</td></tr></table>		45時間、80時間 超過出現率	小		中		義務		45h	80h	45h	80h	45h	80h	R4 副校長・教頭	48.6	2.2	61.1	9.9	33.3	0.0	R5 副校長・教頭	46.0	1.9	61.1	11.7	25.0	0.0
45時間、80時間 超過出現率	小		中		義務																							
	45h	80h	45h	80h	45h	80h																						
R4 副校長・教頭	48.6	2.2	61.1	9.9	33.3	0.0																						
R5 副校長・教頭	46.0	1.9	61.1	11.7	25.0	0.0																						

2 令和6年度以降の取組内容（例）

- 県推奨版統合型支援システム「C4th」機能にある出退勤を導入し、勤務時間のリアルタイムでの把握
- 学校行事の目的に沿った運営の在り方を検討するワーキンググループを設置
- 「調査対応」「学校の開錠・施錠」等の業務・役割分担の見直し
- 教頭の受け持ち授業時数の削減

3 参考

- 第四期長崎県教育振興基本計画に基づいた目標（令和6年3月策定）

【超過勤務が月45時間を超える教職員の割合】

令和10年度までに ⇒ 0%を目指します。

【年間540時間を超える教職員の割合】

令和7年度までに ⇒ 0%とし、上限方針の実現を目指します。

4 月定例教育委員会 (報告事項)

① 令和6年3月定例会における一般質問答弁について	・・・ P 1～P 29
② 令和6年度教育委員会の活動方針について（総務課）	・・・ P 30～P 31
③ 令和6年度前期教育委員会開催案について（総務課）	・・・ P 32
④ Sasebo Expo の開催について（社会教育課）	・・・ P 33～P 34
⑤ 福井洞窟保存活用計画の策定について（文化財課）	・・・ P 35～P 43
⑥ 佐世保市指定文化財の新規指定について（文化財課）	・・・ P 44～P 46
⑦ 令和6年度学校訪問実施計画について（学校教育課）	・・・ P 47～P 48
⑧ 令和6年度教職員研修の利活用について（教育センター課）	・・・ P 49～P 54

令和 6 年 3 月定例会代表質問答弁について

(1) 長野 孝道 議員

P 1～4

●本市の将来を担う子どもたちを育てるための教育政策の充実について

○学校再編計画の課題と見通しについて

○ふるさと教育の充実について

(2) 大塚 克史 議員

P 5～7

●本市における学校教育の充実に向けた取組について

○行政における学校問題解決のための支援体制について

○誰一人取り残さない教育の実現について

(3) 久保 葉人 議員

P 8～10

●まちのにぎわいづくりについて

本市の文化やスポーツ、全国規模のイベントを生かしたまちのにぎわいづくりに
ついて問う

質 問	答 弁
4 本市の将来を担う子どもたちを育てるための教育政策の充実について (質問の要旨) ○学校再編計画の課題と見通しについて ・児童生徒の減少に伴い、学校が小規模化することによる教育環境への影響が懸念されていく中、子どもたちの教育環境を整え、望ましい学校教育の実現を支えるために進められている佐世保市学校再編計画も【第1期】のスケジュールが示された。 今後、<u>対象地区において学校再編が具体的に進められていくことになるが、教育委員会として、今後どのような課題があり、それに対してどのような手立てを考えているのか</u>を伺う。	(教育長答弁) 「<u>本市の将来を担う子どもたちを育てるための教育政策の充実について</u>」は、私のほうから答弁させていただきます。 まず、「<u>学校再編の課題と見通しについて</u>」でございます。 令和2年度に、「保護者や地域住民の皆様との丁寧な合意形成」、「学校規模の課題への対応」、「施設老朽化の課題への対応」、「学校と地域の連携への配慮」の4つを基本的な方針としました佐世保市学校再編基本方針を策定し、対象となる地域・保護者の皆さんへの説明、協議を重ねてまいりました。 そして、意見交換会におけるご意見等を踏まえ、令和4年3月に、重点的に学校再編に取り組み、円滑にこれを推進していくための指針として、「佐世保市学校再編計画」【第1期】を取りまとめました。その後、合意をいただいた第1期対象の7地区において、今後の再編にかかるスケジュールを策定したところでございます。 そこで、<u>今後、具体的に再編を進めていくにあたって、どのような課題があり、どのような手立てを考えているのかというお尋ねですが、主に3つの課題がある</u>と考えております。 まず1点目は、<u>児童生徒の新たな学びの場を充実させること</u>でございます。 「子どもたちの教育環境を整えることで、望ましい学校教育の実現を支えること」を目的に、学校再編を進めております。 再編によって出来る新たな学校で、より効果的に教育を進めていくために、統合前からお互いの教職員同士で、専門部会を作り、地域の特色を生かし、新たな学校の組織、カリキュラム、教材等を策定できるよう教育委員会といたしましても支援してまいりたいと考えております。 2点目は、<u>児童生徒の新たな環境に対する不安を解消すること</u>でございます。 統合によって、新たな友達との出会いによる期待とともに抱く不安、また、通学区域が広がることで、通学距離の延伸など児童生徒の不安などが考えられます。 そこで、関係学校同士の交流事業の充実や地域の実情に合わせて公共交通機関の活用やスクールバス等の運行などの負担軽減に関する策をうってまいりたいと考えております。 3点目は、<u>地域に根差した学校となること</u>でございます。地域にとってシンボリックな存在である学校名や校章、校歌など具体的な事柄の決定は、重要なことと考えております。地域の核として今まで慣れ親しまれてきた学校の名前や校歌が変わることに、寂しさを抱かれている地域の方もいらっしゃると思います。

○ふるさと教育の充実について ・また、人口減少対策をはじめとする地方創生の取組へつなげるためにも、子どもたちにふるさと佐世保に対する誇りや愛情を育てていく「ふるさと教育」をさらに充実させ、郷土の歴史・文化や自然に対する理解だけでなく、地元の企業に対する理解を深めていく機会を提供するなど、新たな視点に立ったふるさと教育を展開する必要があると考えるが、<u>教育委員会として今後どのような取組を行う予定があるのか、どのように充実を図っていく考えなのか</u>伺う。	そこで、新たに設置される学校が地域に根差していけるような学校名や校章、校歌となるよう、校名検討委員会や統合準備委員会等の組織を立ち上げてまいりたいと考えております。 これらの組織で、学校名や校章、校歌等を検討・協議して、地域の皆様から愛される学校になるよう努めてまいります。 以上、大きく3点を今後、再編を進めていく上での課題と手立てと考えているところでございます。 また、学校再編を進めていく中で、<u>地域の方から、再編によって跡地や空き校舎となった資産の活用についてお尋ねの声</u>がございます。教育委員会といたしましては、子どもたちにとって望ましい学校教育の実現を支えるための学校再編であり、その後の跡地や空き校舎の活用につきましては、再編後の段階として整理しております。 現段階において、<u>再編によって跡地や空き校舎となった資産につきましては、本市の貴重な財産として、効果的に活用していくことが必要だ</u>と考えております。 いずれにいたしましても、<u>学校再編を進めるにあたっては、地区自治協議会や青少年健全育成会、PTAの会合などの場で、「いつ、何をしていくのか」という具体的な取組を丁寧にご説明しながら、地域、保護者の方の意見を大切に</u>まいりたいと考えております。その中で、想定される課題の解決に向けて真摯に取り組みながら、佐世保市の子どもたちにとって魅力ある学校となるような学校再編を推進してまいります。 次に、<u>「ふるさと教育」の充実について、今後どのような取組を行う予定があるのか、どのように充実を図っていく考えなのか</u>という質問についてお答えいたします。 ふるさと教育は、自然環境、歴史・文化、伝統行事、産業といった地域の教育資源である「ひと・もの・こと」を活かし、ふるさとへの愛情や誇りを醸成し、地域へ貢献しようとする心情や意欲を育てることを目的としております。 現在、教育委員会の事業として、小学校4年生では、九十九島パールシーリゾートでの乗船体験等を通してふるさとの自然について学ぶ「ふるさと環境・自然体験学習」を、中学校1年生では、無窮洞や福井洞窟等の歴史遺産を訪れ、専門指導員に学ぶ「ふるさと歴史・発見学習」を実施しております。これらに加え、各学校が、それぞれの地域の特色を生かしたふるさと教育を充実できるよう特色ある学校づくり事業を通して支援しております。 子どもたちがふるさとの良さを体験を通して学ぶふるさと教育の充実は、若者の定着及びUターン、地元で働き・暮らす意識の醸成などにもつながると考えております。 <u>今後の新たな取組として、年間を通じて約4万人を超える保護者並びに子どもたちが訪れる少年科学館をふるさと教育の拠点と</u>
---	--

したいと考えております。また、本市は連携中枢都市圏の中心市としての役割と責任もございます。したがって、本市のみならず広域圏の子どもたちが郷土への愛情や誇りを育むため、官民協働の取組の中でふるさと教育を拡充してまいりたいと考えており、教育委員会といたしましては、広域圏市町のエ育委員会と連携し、広域圏の子どもたちに対するふるさと教育につきましても力を注いでまいります。

科学館を拠点としたふるさと教育の充実は、次の3つの取組を柱として進めてまいります。

1つ目に、地元学習といたしまして、地域の産業や人材と出会うふるさと教育を推進するために、地元経済を支える多様な企業・団体を知る機会を提供いたします。

2つ目に、生活環境学習といたしまして、地元で暮らす意識を醸成するふるさと教育を推進するために、上下水道の仕組みやゴミ分別の大切さ等を知る機会を提供いたします。

3つ目に、広域圏学習といたしまして、地域の魅力を心と記憶に刻むふるさと教育を推進するために、広域圏市町の歴史や自然等の魅力を知る機会を提供いたします。

これらの取組を官民協働で進めるために、30を超える企業・団体との意見交換をさせていただいております。その中で、「将来の地域の担い手を育てるためには、地元を知ることが大切であり、SDGsの取組や地域貢献のためにも、ふるさと教育の推進を応援したい」という、多くの声をいただいている状況がございます。

官民協働の取組として、新年度より「佐世保市ふるさと教育協賛制度」を構築し、科学館の取組に賛同してくださる企業・団体に、ふるさと教育を応援する「星きらりサポーター」になっていただきます。一口あたり年10万円の協賛金の協力に加え、工場見学や農業体験、地元大学生との交流について支援をいただきながら、共同教室を実施する計画を立てております。

併せて、経営者や職場仲間からのメッセージ等も頂き、市の横断的な取組の中で、西九州させば移住サポートプラザと連携し、広域圏特設サイトにおいて紹介する取組を進め、子どもたちが地元企業を知るきっかけづくりを創出することを検討いたしております。

現段階で22の多様な企業・団体より参画の意向を頂いており、財源として、協賛金3百万円を見込んでおります。今後につきましても、ご協力いただける企業・団体を募り、官民協働の取組の輪を広げてまいりたいと考えております。

さらには、年間約9千人が観覧する、県北で唯一のプラネタリウムにおいても、星きらりサポーターの広報動画を放映し、地元学習として企業紹介することを検討いたしております。

これらの取組を児童生徒1人1人に深める取組として、ふるさと教育とプラネタリウム招待券を盛り込んだ科学館リーフレット

	を本市と広域圏の小学校4年生と中学校1年生に配布し、さらに、プラネタリウムを活用した新しい科学館イベントに、本市と広域圏市町の小学校5年生と中学校2年生を招待することで、<u>ふるさと教育に加え、広域圏児童の交流を創出</u>してまいりたいと考えております。 また、科学館のふるさと教育の現場を動画等にデジタル化し、児童生徒の一人一台端末で閲覧可能とすることで、学びに時間や場所の制約を受けない環境を創出していきたいと思っております。 広域連携では、小値賀町教育委員会と連携し、小値賀町小学校4年生の児童を科学館へ招待し、本市の理科学習支援事業への参画を実現させてまいりたいと考え、協議をしております。 いずれにいたしましても、児童生徒の郷土に対する理解や誇り、<u>愛情を育てるふるさと教育の充実に向けた取組を、長崎県教育委員会並びに広域圏市町の教育委員会、民間の企業・団体と連携しながら、力強く推進</u>してまいります。
--	---

質 問	答 弁
3 本市における学校教育の充実に向けた取組について （質問の要旨） ○行政による学校問題解決のための支援体制について 文部科学省の令和6年度予算の要求の主要事項にある「行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業」（新規事業）に関連しての質問。本市における行政による学校支援の現状及び文部科学省の新規事業「行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業」についての所見を伺う。	（教育長答弁） <u>本市における学校教育の充実に向けた取組についてお答えいたします。</u> まず、保護者や地域住民からの過剰な苦情や不当な要求等、<u>学校のみでは解決が難しい事案が発生した場合の支援の現状</u>についてお答えいたします。 本市におきましては、<u>令和元年度からスクールロイヤー制度を導入し、学校問題の早期解決や適切な対応を図るために、法的な側面からの支援</u>を講じております。 スクールロイヤー制度は、いじめ、児童虐待、保護者対応等、学校だけでは解決が困難な問題に対して、校長等や教育委員会が弁護士への相談等を実施し、<u>法を参酌した対応を進め、事案の早期解決を図る</u>ことを目的とするものでございます。 また、弁護士を講師として学校に派遣し、<u>教職員等を対象とした研修会等を開催</u>することにより、<u>想定される事案等の理解の深化や未然防止を図る</u>ことも目的としております。 今年度も、これまでにスクールロイヤー制度を活用した相談を20回、教職員向けの研修を12校で実施し、法を根拠とした助言をいただくことで、<u>学校問題の未然防止や早期解決を図っている</u>ところでございます。 次に、議員から<u>文部科学省による新規事業の「行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業」</u>のご案内がありました。この事業につきましては、現在審議中ということで、今後より詳しい概要が明らかになってくるものと思われませんが、<u>現段階の所見を</u>ということで、お答えいたします。 子どもたちを健やかに育てるためには、子どもに関わる保護者、学校、地域等の全ての大人が同じ願いや思いを持ち、共に手を携えて支援しなければならないと考えています。 本事業で想定されているように、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求があった場合に、学校管理職経験者等を中心とした専門家が、チームで学校問題解決に対応する体制を整えることは、保護者や地域、学校の考え方を整理し、良好な関係作りにつながると考えます。 そのようなことから、まずもっては、<u>既存のスクールロイヤー制度を活用した学校問題解決のための支援に努めながら、国の動向について注視</u>してまいりたいと考えております。

○誰一人取り残さない教育の実現について

施政方針の中にある「誰一人取り残さない教育を実現するため、校内教育支援センターの設置及びサテライトあすなろ教室の拡充」について、今後の具体的な展望を伺う。また、児童生徒と一番かかわりの深い教職員の不登校等の問題に関連した資質向上対策について伺う。さらに、夜間中学及び学びの多様化学校の開設に向けての今後の展望を伺う。

誰一人取り残さない教育の実現につきましてお答えいたします。まず、校内教育支援センターの設置及びサテライトあすなろ教室の拡充にかかる今後の具体的な対策でございます。

「校内教育支援センター」は、登校できても自分のクラスに入ることには抵抗がある児童生徒等に対して、学校内に安心して過ごすことができる居場所を提供することで、不登校の未然防止や登校支援を目的としたものです。

本市におきましては、令和6年度に中学校10校への開設を予定しており、悩みや不安感に寄り添った教育相談や学習のサポートを行う支援員を各校に2名ずつ配置し、支援を充実させたいと考えております。

また、サテライトあすなろ教室は、青少年教育センターに開設している「あすなろ教室」へ通級することが、交通利便等の様々な事情により困難な児童生徒等を対象に、居住地近隣のコミュニティセンター等を活用して開設しているもので、あすなろ教室への通級や学校復帰などを支援し、将来の社会的自立を目指しているものでございます。

令和3年度から運用を開始しておりますが、急激なニーズの拡大に応え、現在4か所で開設しているところを、令和6年度からは最大8か所での開設に拡充するよう予定しております。

なお、不登校の未然防止には、日常的な関わり方や児童生徒の変化を発見するための教職員の資質の向上も必要な要素でございます。

そこで、教職員の不登校等の問題に関連した資質向上対策としまして、教育センターにおける研修を実施しているところでございます。

生活指導主任、生徒指導主事の資質向上を図る研修、希望する教職員が児童生徒への関わり方や、多様性に応じた学級集団作りについて学ぶ研修、若手教職員の児童生徒理解を深める研修等を、今年度も11回実施し、のべ647名の教職員が受講いたしました。

また、オンデマンド研修動画を作成し、教職員が研修会に参加せずとも、端末を活用して、いつでも学べる研修の環境づくりに努めております。

令和6年度は令和5年度の研修に加え、教員と児童生徒のかかわり方やあたたかな集団づくりを目的としました研修を実施し、最新の情報を提供することで、不登校をはじめとした様々な教育問題の未然防止、早期解決が図れるよう、教職員の資質向上にも努めてまいります。

次に、夜間中学及び学びの多様化学校の開設に向けての今後の展望についてでございます。

夜間中学につきましては、これまでも本市議会におきまして質問をいただいております。夜間中学は、これまで「義務教育を修了していない方」を原則的な対象としておりましたが、現在は、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方や不登校状況にある中学生を対象とすることができるよう緩和がなされました。このようなことから、今年度、改めて実施した調査において、入級ニーズの把握ができたことから、令和7年4月に既存中学校の中に夜間学級を開設する方向性で考えております。

令和6年度は、市民への周知・広報活動をはじめ、入級希望者等への入学説明会も実施するほか、県教育委員会とのワーキングチーム協議を継続し、開設に向けた教育課程の作成や教職員配置について検討するよう計画しております。

併せて、学びの多様化学校につきましてもお尋ねがございました。

夜間中学は、既存中学校内の学級としての開設が可能です。学びの多様化学校は、学校としての設置が必要となります。そのため、一定の準備期間を要することとなりますが、不登校児童生徒の増加やニーズの高まりもあることから、一刻も早い開設に向け、本校型のほか、例えば民間施設の借上げ等による分校型、分教室型での開設等広い視野から設置に向けた研究を進めてまいりたいと考えております。

質 問	答 弁
3 まちのにぎわいづくりについて 本市の文化やスポーツ、全国規模のイベントを生かしたまちのにぎわいづくりについて問う。 (質問の要旨) ・後期基本計画で「文化スポーツ政策」が新たに位置づけられ、「文化スポーツ部」が新設されるとともに、シティブランディング・プロジェクトの中でも「文化」が「シビックプライド醸成プログラム」として位置付けられた。 ・他都市の例も参照した際、行政主導でなく市民主導の取組みがその持続可能性を高める上で有効であると考え、<u>今後、どのような方針で本市の文化・スポーツ環境を整備し、まちのにぎわいに繋げていくのか。</u>	(市長答弁) 「まちのにぎわいづくりについて」お答えいたします。 文化・スポーツには、市民生活そのものを豊かにするという観点に加え、本市ならではの文化・スポーツを振興することで、シビックプライドの醸成や、まちのブランディングを進めるという効果があると考えております。 以前の文化・スポーツ政策は、教育的な意味合いが強いものでしたが、人口減少・成熟社会へ向かう時代の変化とともに、「選ばれるまちSASEBO」を実現するための政策として捉えなおす時期にある、という思いで、今般、機構改革を行うことを決断いたしました。 <u>これまでは、音楽ホールやグラウンドなどのハード面の施設整備を中心に、鑑賞・発表の場づくりを進めてきたところですが、今後は佐世保ならではの「ソフト面」の充実が一層求められ、それには議員ご指摘の「市民主導」による取組が不可欠になると考えております。</u> この点において、「文化」に関しては、スポーツに先行し市長部局にて、「人づくり」にスポットをあてた事業を進めて参りました。 具体的には、市民文化活動の下支えとなる、技術の向上、資金調達、広報、組織・内外のコネクションづくり等における支援の方法論について、これまで市民主導の文化プログラムを累計100本以上実施する中で、一定のノウハウが積みあがってきているものと考えております。 一方、「スポーツ」に目を向けますと、昨年、教育委員会において、<u>新たにスポーツ推進計画を策定</u>され、これまでの競技スポーツや武道の振興に、「地方創生」や「健康」といった視点を追加するとともに、市民体育祭から「スポーツマンス」への移行など、<u>新部局編成に先駆け新たな取り組みをスタートさせた状況</u>にあります。 さらに、若者を中心に活動が広がっている新たな文化・スポーツ分野への対応の例として、3on3(スリーオンスリー)やスケボーといったアーバンスポーツイベントを既存のイベントと連携し開催しております。 今後は、文化政策で蓄積した市民活動支援のノウハウを、新たに組織する文化スポーツ部において共有し、<u>次代の佐世保らしさを形づくっていく取組についても支援の対象に取り込んでいきたいと考えております。</u>

・また、すでに開催が決定している、インターハイや日本スポーツマスターズ長崎大会、国文祭といった全国規模のイベントを、いかににぎわいに繋げていくのか問う。

【再質問】

(質問の要旨)

・答弁のあった方針を踏まえ、以下の具体的なアイデアを検討いただきたいがいかがか。

○文化

・市役所13階ラウンジの市民文化発信拠点(無料解放)としての検討。

次に、全国規模のイベントにつきまして、令和6年度には、「北部九州インターハイ」で空手道とホッケー競技を、「日本スポーツマスターズ長崎大会」では、バレーボールや軟式野球など5つの競技を本市にて開催します。大会には、関係者や選手の家族等の観客も含め、多数の来訪者が見込まれております。

また、令和7年度のながさきピース文化祭については、開会式がアルカスSASEBOで行われ、太鼓、オーケストラ、将棋等の全国大会や、各種プログラムが本市で実施され、県下でおよそ10万人前後の参加者が想定される見込みです。

このように、全国規模のイベント誘致は、交流人口の増を通じて、「にぎわいづくり」に直結する施策であります。夏から秋に開催される既存の催しとの連携、および佐世保の食や観光などの魅力が伝わるおもてなしやブース設置などを行うことで、そのイベント期間中の効果を最大化して参る所存です。

また、中長期的な視点において、大規模イベント誘致に際しては、佐世保にお越しになるプレイヤー、アーティストや指導者と、地元で活動を行う個人・団体との関係構築など、市民主導の活動とマッチングさせることで、真に持続可能なまちの「にぎわいづくり」に繋げていく形を模索できないか、と考えております。

この具体化にあたっては、文化スポーツ部、最初の取り組みとして、令和6年度に誘致いたしました「ながさきピース文化祭のプレイベントである長崎県知事杯ダンスコンテスト&ショーケースイベント」に合わせ、本市ならではの「ストリートカルチャー」にスポットをあてた市民主導のタイアップイベントを実施する準備を進めているところです。

今後もこのような佐世保らしい市民文化・スポーツの活動と、大規模イベントの誘致をマッチングさせることで、持続可能なにぎわいづくりの一方針として取り組んで参りたいと考えております。

【再質問】

(市長答弁)

文化に関する具体のご提案「本庁舎13階ラウンジの市民文化活動への解放」につきましては、現在、寄せられたアンケートの全体的な意見集約に入っているところですが、「コンサートを開催したい」というご意見も多く頂戴していることから、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○スポーツ

・ 市民体育祭と開会式の復活検討とスポーツマンズの検証。

・ 小柳賞佐世保シティロードレース大会の充実（市長のエントリー）検討。

・ 大規模なスポーツイベント（シティマラソン、自転車ロードレース）開催検討。

また、スポーツでご提案のあった市民体育祭につきましては、全市的なスポーツ啓発の視点から見ると効果が限定的との声を受け、今年度から「スポーツマンズ」へとリニューアルされておりますが、象徴的な意味合いの式典も含め、その効果を継続的に検証いたします。

併せて、長年続いている小柳賞佐世保シティロードレース大会の運営方法についても社会の変化やニーズに対応できるよう見直しを図ってまいります。

さらに、まちのにぎわいにつながるマラソン大会や自転車ロードレース等、大規模なスポーツイベントについても、誘致できるチャンスがあれば、私自らがトップセールスを行い県や関係団体と協力して誘致の取組を進めてまいりたいと考えております。

いずれにしても、頂戴した個別具体のアイデアにつきましては、その意図・背景を踏まえ、「選ばれるまちSASEBO」を目指し、新部局で実現に向けたチャレンジを行ってまいります。

令和 6 年 3 月定例会個人質問答弁について

(1) 永田 秀人 議員

P 1 1 ~ 1 3

●カスタマーハラスメント対策について

行政のカスタマーハラスメント対策はどうなっているのか

(2) 柴田 英樹 議員

P 1 4 ~ 1 6

●スクールロイヤー制度について

○スクールロイヤーの役割、また制度の活用について

(3) 小田 徳顕 議員

P 1 7 ~ 1 9

●包括的性教育について

包括的性教育について本市の見解を問う

(4) 宮島 武雄 議員

P 2 0 ~ 2 6

●教育に関する課題について

○課題への取組について

●地域の避難所となる学校施設について

○今後の取組について

(5) 黒川 英明 議員

P 2 7 ~ 2 9

●「大谷グローブ」の取扱い状況について

大谷選手より市内各小学校に贈られたグローブの取扱い、管理、活用について問う。

質 問	答 弁
1 カスタマーハラスメント対策について 行政のカスタマーハラスメント対策はどうなっているか。 (質問の要旨) ・カスタマーハラスメントについては、近年、業種・業態に関わらず広く発生している問題だと認識されている。 ・カスタマーハラスメントは、「クレーム・言動の要求の内容が妥当性を欠き、手段・態様が不相当なもので、これにより労働者の就業環境が害されるもの」とされており、これにより労働者が疲弊したり、最悪の場合は自死に至る可能性もあるなど、事業体や個人のいずれにとってもリスクと言える。 ・近年の国の動きとしては、令和元年6月に労働施策総合推進法の改正、令和2年1月には「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」が策定され、労働者の就業環境が害されることのないよう、事業主が行うことが望ましい取組み内容が定められた。また、令和3年度には企業向けのマニュアルが策定されたほか、人事院も各省各庁の長に対して、カスタマーハラスメントへの対応を求めている状況である。 ・以上のような状況を踏まえ、<u>佐世保市として、カスタマーハラスメントにどのように対応しているのか。</u>具体的には、マニュアルや相談窓口の整備状況について	(総務部長答弁) 「<u>カスタマーハラスメントの対策について</u>」、お答えいたします。 カスタマーハラスメントについて、まず、国の動きとしましては、議員からのご案内がありましたとおり、令和元年6月に労働施策総合推進法が改正され、令和2年1月に「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」が作成され、顧客等からの著しい迷惑行為(暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等)に対して、雇用管理上事業主が講ずべき措置が定められたところ です。 また、人事院においても、令和2年4月に人事院規則10-16(パワー・ハラスメントの防止等)の運用にかかる通知の中で、各省庁の長の責務として、「行政サービスの利用者からの言動で、業務の範囲や程度を明らかに超える要求があった場合は組織として対応等すること」と定められたところでございます。 カスタマーハラスメントについては、厚生労働省が令和4年2月に策定した「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」によれば、「顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により労働者の就業環境が害されるもの」と定義づけがなされたことは、議員からのご案内があったとおりでございます。 このカスタマーハラスメントに関して、地方自治体でよく見られる事例としましては、暴言や説教、長時間のクレームや居座り、複数回に及ぶクレーム、暴力行為といったものが挙げられます。そして、カスタマーハラスメントはひとたび起きると、被害を受けた職員は大きなストレスを抱え、業務の遂行に大きな影響を与えるほか、深刻な場合には、職員が心身に不調をきたし、長期休暇や休職に至る可能性もあるものと認識をしております。 また、カスタマーハラスメントに対する他自治体の対策事例を見てみますと、札幌市では本年1月、対策マニュアルを策定するとともに、窓口への啓発ポスターの掲示や電話の通話内容を録音する等の対策に乗り出し、これにより一定の効果が出ている状況とのことでございます。 <u>本市のカスタマーハラスメント対策の状況</u>としましては、現状では、これに特化したマニュアルや相談窓口といったものは整備していませんが、カスタマーハラスメントと類似したものに「不当要求行為」があり、本市では、この不当要求行為を「市の事務事業に対する不当な要求行為や暴力的な要求行為」と定義し、その対応については、平成22年7月に策定した「佐世保市

て、カスタマーハラスメント対策に準用できるものも含めて、どう対応されているか。	不当要求行為等対策要綱」や「不当要求行為等対応マニュアル」の中で、基本的な対応方法のほか、様々な場面や具体的な事例を想定した対応マニュアルを定めているところでございます。 この不当要求行為とカスタマーハラスメントについては、いずれも、ひどい暴言、長時間又は執拗なクレーム、不当・違法な要求によるものなど、同様の事象も多いことから、<u>本市におけるカスタマーハラスメント対策としましては、不当要求行為の対応に準じて行っているというのが実情でございます。</u> (教育長答弁) 「カスタマーハラスメントの対策について」にお答えします。 多くの市民の皆さんが利用される佐世保市立図書館や総合教育センター少年科学館、各スポーツ施設等においては、<u>市長部局と同様に、基本的には「佐世保市不当要求行為等対策要綱」や「不当要求行為等対応マニュアル」を参考にしながら、各所属の管理職を中心に対応を行っているところ</u>です。 なお、<u>静寂の中で読書ができる環境が求められる佐世保市立図書館におきましては、その特殊性から、現在、不当要求行為等対応マニュアルに基づいた基準作りに取り掛かるなど、更なる対策を進めているところ</u>でございます。 一方、<u>学校におきましては、子どもを中心に据え、学校が保護者や地域と信頼関係を構築したうえで教育活動を実践することが必要不可欠</u>となります。 そこで、<u>異なる価値観に対しても、丁寧に会話を重ねることが基本</u>となると考えますが、そのような中でも<u>理解が得られないような場合には、管理職を中心として学校が組織的に対応</u>することで、教職員個人の負担を軽減するよう指導しております。 また、<u>学校だけで解決することが難しい場合には、教育委員会事務局が個別に指導・支援を行うとともに、学校への過剰な要求等、法務を必要とする事案については、スクールロイヤーの助言をもって解決を図る場合</u>もあります。 いずれにしましても、<u>教育の特性上、学校と保護者や地域との関係性を重視しながらも、教職員の心身の安全を保障できる環境づくりに努めているところ</u>でございます。
--	--

【再質問】

・現状では、不当要求マニュアルに準じて対応しているとのことだが、カスタマーハラスメントに至らないまでも、こじれるケースがあるという話も耳にする。

・カスハラにも対応できるマニュアルがあるということだが、その運用がうまくいっていない状況があることを、市として把握されているか。

【再質問】

(総務部長答弁)

カスタマーハラスメントへの対応に関する再質問について、お答えいたします。

本市での、カスタマーハラスメントへの対応としましては、「佐世保市不当要求行為等対策要綱」や「不当要求行為等対応マニュアル」に準じて対応していることは、先ほど答弁したとおりでございますが、この中で、不当要求行為に対しては、職員個人ではなく、組織的に対応するため、所属長の責務等について定めるとともに、各部局の政策調整担当課長を「不当要求行為等対策員」として配置しているところでございます。

この「不当要求行為等対策員」は、不当要求行為を受けた場合や受けるおそれがある場合に、該当する所属や職員に対して、必要な助言等を行うとともに、必要に応じて当該所属や職員と一緒に不当要求行為に対処するものとしているところでございます。

また、本市では、不当要求行為に対する統一的な対応方針等を定め、組織的に取り組むため、各部局長で構成される「不当要求行為等対策委員会」を設置し、不当要求行為の実態把握や、不当要求行為が起きている所属に対して必要な助言等を行うことで、職員が孤立して対応することがないような制度としているところでございます。

このように、本市での対応としましては、まずは各所属単位で所属長を中心に対応し、次に部局単位、最終的には市として組織的に対応するような枠組みとしているところでございます。

さらに、職員個人に対しましては、まずは対応マニュアルを職員に周知するという基本的なことを徹底するとともに、現在行っているクレーム対応に関する研修を今後も継続して実施するなど、職員のクレーム対応力の向上に向けた取組みも行っているところでございます。

以上のとおり、本市におけるカスタマーハラスメント対策は一定行えているものと認識しておりますが、一方で対応が長期化したり、対処が難しいケースも実際には発生しておりますことから、現状の「不当要求行為等対応マニュアル」や先に述べました取組みも含め、十分な対応ができていないか、あるいは職員が過度に精神的な負担を抱えることになっていないか等を常に検証しつつ、適切に対処してまいりたいと存じます。

質 問	答 弁
2 スクールロイヤー制度について ○ スクールロイヤーの役割、また制度の活用について (質問の要旨) 【1回目】 ・本市におけるスクールロイヤー制度について、<u>導入の経緯や活用状況、実績等について</u>伺う。紛争解決を業とする弁護士、スクールロイヤーには大いに期待したいところであるが、<u>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの三者連携のような包括的な問題解決に向けた取組について、実際の活動内容、事例について</u>伺う。	(教育長答弁) スクールロイヤー制度についての質問の中の、<u>スクールロイヤーの役割、また制度の活用について</u>、お答えいたします。 議員ご案内のスクールロイヤー制度は、いじめ、児童虐待、保護者対応等、学校だけでは解決することが困難な事案が発生した場合の、学校を支える法務相談体制として、これまでも文部科学省におきまして調査研究が進められてきたところでございます。 本市におきましては、学校現場からもスクールロイヤー制度に一定のニーズと期待の声をいただいている状況にございました。 スクールロイヤー制度の令和4年時点での全国的整備状況としましては、中核市を含む市町村におきまして全体の11.3%ということですが、本市におきましては制度の有効性を評価し、他市町に先駆けて令和元年に制度を導入し、5年目を迎えております。 本市における事業は、スクールロイヤーに委託し、学校や教育委員会からの要請に対し、随時対応していただくもので、業務内容としましては大きく2つの業務を依頼しております。 一つは、<u>相談業務</u>でございます。いじめ、児童虐待、不当な要求への対応等、諸々の相談に対し、<u>法務の観点から助言をいただくことで、問題の長期化、深刻化を回避し、学校の適切な対応を支援するもの</u>です。 相談に至る手順といたしましては、学校の相談事に対し、教育委員会が情報共有を行った上でスクールロイヤーとの相談日程等を調整し、学校管理職や教職員が、直接、相談できる体制を整えております。 スクールロイヤーが直接、現場の声を聴くことで、事案を素早く把握することができ、迅速な対応につながっております。 相談業務における活用実績としましては、年度によって相談件数の差異はあるものの、平均しますと年間約20件の相談対応が行われております。 スクールロイヤーには、問題の早期の段階から関わっていただき、その助言をもとに学校が対応を検討し、大きな問題となる前に解消することができたケースが、これまでに多数ございました。 相談を実施した学校からは、「助言により新たな視点で、事案をとらえることができた」「法的根拠をもとに助言していただき、その後の保護者対応で、話が進めやすくなった」など、相談による成果が報告されております。

【再質問】 ・スクールロイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの<u>三者連携は学校問題解決を促進させる重要な要素と考えられるが、今後の制度設計について伺う。</u>	スクールロイヤーに委託している2つめの業務は、「<u>研修</u>」に<u>かかる業務</u>でございます。 学校からの要請を受け、スクールロイヤーが学校等に出向き、講師として研修を行うものでございますが、<u>教職員を対象に、綱紀の肅正や服務規律の確保に関するテーマや、教育に関する法律の適切な解釈に関する内容、また、個人情報保護条例に関する日常的な課題など、学校からのニーズに応じて開催</u>しております。 専門家から得られる、法的根拠に基づく多くの示唆は、受講した教職員にとっても貴重な学びとなり、教壇に立つものとしての在り方を改めて見つめなおす機会となっております。 受講した教職員からは、「法的な側面から学校の対応を検証することができ、安心感につながった」「過去の事案やその判例をもとに学ぶことができ、当事者意識が高まった」などの声が聞かれ、受講後のアンケートにおきましても高い評価が得られております。 二つめのご質問にあります<u>スクールロイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの三者の連携につきまして、現在、協議を含め三者が直接的に連携を図る体制はございませんが、スクールロイヤーからの助言をもとに、教育委員会や学校が必要な機関と連絡を取り合い、連携を図っている状況</u>でございます。 【再質問】 再質問の、<u>スクールロイヤーを中心とした三者連携と、今後のスクールロイヤー制度の在り方について</u>、お答えいたします。 ご提案いただきましたスクールロイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの三者連携については、専門性を生かした問題の解決において他の自治体の実践例もあると伺っております。 現在、学校の支援のために、スクールロイヤー等の専門家が一堂に会する体制が整っている状況にはありませんが、これまでも複数の関係機関の対応を必要とする事案におきましては、学校が実情に即して判断し、心理の専門家を要請したり、福祉の立場からの対応にお力添えをいただいたり、また法の専門家から助言をいただきながら問題の解決に努めてきたところです。 まずもって、大切なことは、問題の背景や経緯を一番に把握している学校が、外部関係機関のそれぞれの専門性や役割を適切に判断し、それらの協力を得ながら有効に活用するためのスキルを高めることだと認識しております。 教育委員会としましては、スクールロイヤー制度のさらなる充実とともに、そうした学校現場の対応力の向上に寄与するために、ていねいな情報共有はもちろん、制度についての周知徹底、管理職研修の充実など、学校への指導や支援に取り組んでいくことが重要だと考えております。
--	---

	現在、国の事業としまして、議員ご提案の体制整備と趣旨を同じくした、学校問題を解決することを目的としております「行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業」が進められていると聞き及んでおります。 <u>今後、その詳細が明らかになってくるものと思われしますので、国の動向を注視するとともに、その効果や課題につきましても、丁寧に精査し、導入の可能性を含めた研究を進めてまいります。</u> <u>また、学校が躊躇なく相談・依頼することができる体制づくりをめざし、関係機関との連携を強化してまいりたいと考えております。</u>
--	--

質 問	答 弁
1 包括的性教育について 包括的性教育について本市の見解を問う。 （質問の要旨） 【質問（1回目）】 SNS での性被害など未成年者への性加害問題が大きな社会問題となっている。性犯罪、性被害防止等、性に関する問題の対策として、人権やジェンダーを含む包括的性教育の実施が重要と考える。包括的性教育とは、国際セクシャリティ教育ガイダンスに沿って行う性教育であり、8つのキーコンセプトに従い幼少期から成人に至るまで、系統的、継続的に計画性をもって行うものである。 未成年者の性犯罪、性被害防止策として、「生命（いのち）の安全教育」が推進され、性犯罪防止に関する取組も重視されている。 <u>本市の包括的性教育について、各年代別のステージにおける各部局の取組の現状を問う。</u>	（子ども未来部長答弁） <u>「包括的性教育について」年代別に3部局からお答えいたします。</u> まず、<u>子ども未来部の取組</u>をお答えいたします。 子ども未来部におきましては、<u>幼児向けの性の健康教育として「いのちのお話会」を実施</u>しております。 この事業の背景として、本市の人工妊娠中絶率が全国と比較して高く、子どもと保護者に性に関する問題意識を高めていただく必要があったことから、平成18年度から事業に取り組みました。 さらに、平成26年度には、<u>「性教育庁内連絡会」を設置</u>いたしております。 この事業は、性に関する質問が多くなる幼児期に、正しい性の知識を伝え、いのちの大切さや自分を大切な存在として認めて欲しいという思いを込めて、希望する幼稚園、保育所、認定こども園を対象に園に出向いて実施しています。 いのちのお話会の実績としましては、令和4年度は保育所等17園に対し24回実施し、幼児393名、保護者177名、令和5年度は2月末現在で、28園に対し、31回実施し、幼児663名、保護者301名が受講されました。 主な内容ですが、<u>幼児向け</u>には、男の子と女の子の体の違い、プライベートゾーンは、誰かに身体を見られたり触られたりしたら「いやだ」「やめて」と言ってよい等、<u>自分の身体は大切に扱われる存在であること</u>、あるいは、<u>いのちの誕生と大切さについて</u>、胎児の人形の抱っこ体験や、お母さんのお腹の中で赤ちゃんがどのように育つか等、パネルを使って、幼児にも分かりやすく、体験しながら学べる内容になっております。 また、<u>保護者向け</u>には、子どもと一緒に話を聞いてもらった後に講話を実施しており、<u>本市の性の現状</u>やプライベートゾーンの理解や子どもから性に関する質問があった時にどのように答えたらいいか等をお伝えしています。 このように、<u>性に関する質問が多くなる幼児期から、ご家庭で、性について語り合う関係づくりが大切</u>であり、「あなたの身体はあなたの大切なもの」「自分は大切にされる存在で、お友達も自分と同じように大切にされる存在である」等、<u>いのちの大切さについて、子どもと保護者に伝えることは大変重要</u>だと考えています。

(教育長答弁)

つぎに、学校教育での取り組みをお答えします。

議員ご案内の包括的性教育は、性に関する事象をあらゆる面から見つめ、健康で安全かつ幸福な生活を送れるようにするための教育であると認識しております。

学校教育におきましても、性に関する教育は、学習指導要領に則り、学校教育全体で取り組むべきものであり、心も体も健やかに成長していくためのいのちの教育であるととらえております。

いのちの教育の実際としましては、まず小学校では体育科の保健領域、中学校では保健体育科保健分野において、体の成長、性的な成熟や成長に伴う心の変化、不安や悩みへの対応、性感染症の予防等を学習します。

また、特別活動や道徳の時間には、心身共に健康で安全に生きる大切さや、体を清潔に保つこと、SNS等での性被害防止を含めた情報リテラシー等について学習します。

さらに、目標や希望をもって生きることの大切さ、望ましい人間関係づくりについて学習し、多様性の理解や、生命の尊さ等、豊かな人間関係づくりについて学習します。

普段の集団生活の中でも、お互いを思いやる心、協力することの大切さなど、経験をとおして学習しています。

このように、いのちの教育はまさに学校教育全体で取り組むものである。

昨今、未成年者の性被害が社会問題となっており、性犯罪・性被害に対して適切な行動がとれる力を身につけることを目的とした「生命（いのち）の安全教育」が重要視とされております。

今年度、「生命（いのち）の安全教育」につきましても、これまで述べてきたことと同様、教育活動全体の中で取り組むよう、全学校へ通知しているところです。

このほか、教育委員会では、子どもたちの教育に携わる教職員、保護者を対象に、毎年、性教育研修会を実施しており、令和4年度は133名、令和5年度は156名にご参加をいただいております。

今後も、研修会をとおして、子どもたちを取り巻く様々な性の問題について学びを深める機会を提供してまいります。

(保健福祉部長答弁)

続きまして、包括的性教育のうち、保健福祉部の取組について、お答えいたします。

所管いたします感染症対策課においては、性感染症の予防啓発の観点から、主にエイズや梅毒等の性感染症の予防・まん延防止のため、匿名での相談や無料検査を行っているほか、図書館や映画館など各所への啓発ポスターの掲示や12月1日の世界エイズデーに合わせた市内各大学での啓発イベント等を実施いたしております。

【再質問】 市全体でも意識の高揚を図っていく必要があり、幼少期から成人に至るまで継続的な連携や庁内での連携など環境整備も必要である。 <u>人権や多様性などを学ぶ「包括的性教育」を推進していくべきと考えるが、市長の見解を問う。</u>	さらに、高校生や大学生を主な対象とした講話について、希望する学校に出向いて開催しており、令和4年度からは一部中学校でも実施しているところでございます。 その実績としましては、保護者も含めると、令和4年度は6校で、1,172名、令和5年度は6校で、1,143名の方々にご参加をいただいております。講話の中では、性感染症の予防の観点から、発生状況や感染経路、予防方法のほか、性感染症の種類によってはワクチン接種による予防法があることなどについてお伝えしております。 また、このような性感染症の実態や予防等をお伝えする中で、妊娠のプロセスや望まない妊娠の予防のための避妊方法、性的同意の重要性などについても加えて説明させていただいているところでございます。 【再質問】 (市長答弁) 今後の本市における包括的性教育についての考えをお答えいたします。 先ほど、子ども未来部長、教育長、保健福祉部長それぞれから、現在、本市で実施している各事業についてお答えいたしました。このほかにも、市民を対象に、まちづくり出前講座にて、性や人権に関する講座を実施するなど、広く、周知しているところでございます。 性教育については、子どもの年齢や発達段階に応じ、身体を理解や自分と他者の安心、安全を守り、自分を大切に、よりよく生きること等を包括的に伝える為、継続的に取り組むことが非常に重要なことであると認識しております。 現在、「<u>性教育庁内連絡会</u>」において、幼児期から大学生等を対象にそれぞれの専門分野から実施しております性教育について、各課の事業や健康課題等の情報共有や連携を図っております。 なお、<u>今年度から当連絡会に、市民生活部人権男女共同参画課も加わり、ジェンダー平等や性の多様性など、人権尊重も含めた視点も踏まえ、より効果的な事業実施に努めていきたいと考えております。</u> <u>今後も、正しい性の知識をはじめ、人間関係やジェンダー平等、人権、幸福など、幅広いテーマに対して、関係各課の連携を密にし、取り組んでまいります。</u>
--	---

質 問	答 弁
1 教育に関する課題について ○ 課題への取組について (質問の要旨) 【質問(1回目)】 本市における教育に関する取組は多々あると思うが、特に未来を担う子どもたちに必要となる、確かな学力を誰一人取り残すことなく高めることが急務であると考え、さらに、学校において年々増加している支援を必要としている児童生徒に対し、適切な指導支援を行うことが求められている。 本市の教育に関する、確かな学力の育成及び特別支援教育の推進における課題と課題解決に向けた取組について伺う。	(教育長答弁) 教育に関する課題について、まず、<u>確かな学力の育成の課題と課題解決に向けた取組について</u>お答えいたします。 将来の予測が困難な時代を迎え、子供たちを取り巻く環境も変化し続ける中、新しい時代に求められる学力観も大きく転換されました。 平たく申し上げますと、<u>いわゆる「内容重視」の教育から「資質・能力重視」の教育へと方針が転換されたところ</u>でございます。 旧来の学習指導を想起しますと、「みんなと同じことができること」が求められる中、学習内容を身につけさせることに重きが置かれ、ややもすると「知識を暗記すること」や「正解主義」に偏ったものも散見されておりました。 そのような中、<u>現行の学習指導要領におきましては、「すべての子どもを自立した学習者に育てる」ことに軸足がおかれ、育むべき資質・能力を「実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能」、「未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力」、「学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性」の3点で整理し、一体的に育成することが求められております。</u> こうした新しい時代に求められる資質・能力を高めるためには、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出すなど、より質の高い学びが必要であることから、<u>「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善</u>が求められております。 この「<u>授業改善</u>」を確実に推進することが<u>確かな学力を育成する上での課題</u>であると認識しております。 課題の解決のための取組といたしまして、まず、各学校が校内で主体的に進めております、<u>授業改善研修の支援</u>に努めているところでございます。 具体的には、各学校への授業研究の講師として、<u>教育委員会の学力向上担当指導主事を派遣し、授業改善において必要なことや留意点等、学校の実情や要請にあわせて指導、支援を行うなど、</u>現行の学習指導要領の着実な実施に寄与しております。 また、<u>教職員の意識改革や新しい学力観への理解の深化を図る取組</u>といたしまして、授業づくりのポイントをリーフレット等にまとめ、教職員に配付することで、<u>目指すべき指導の在り方、範とすべき授業の姿を示し、周知を図っております。</u>

各学校におかれましては、こうした資料を活用しながら、子どもが主役の授業、子どもたちが「できた」「わかった」と自己実現の喜びを実感できる授業を目指し、校内研修などをとおして授業改善を推進しているところです。

また、質の高い授業実践を広げる取組といたしまして、教育センターにおける教職員研修の充実を進めているところでございます。

具体的に申し上げますと、よりよい授業の追究のための研究体制を整え、お互いの授業を高め合い、磨き合う環境を構築しております。今年度は24回の公開授業を行い、研修で学んだ成果を各学校へ広げる取組もあわせて行っております。

さらに、誰一人取り残されず、全ての児童生徒の可能性を引き出す学びを実現するために、児童生徒に一人一台配布されております端末を効果的に活用した授業実践を広げる取組も行っております。

ICTの研究校を指定し、ICTを効果的に活用した授業実践の公開や、全国的に著名な講師を招聘したオンライン研修を実施することで、先進事例を学ぶ機会を提供しております。

今後も児童生徒の確かな学力を育成するために、教職員の授業改善に資する支援を充実してまいります。

次に「特別支援教育の推進における課題と、課題解決に向けた取組について」お答えいたします。

近年、本市におきましても特別な支援を必要としている児童生徒は増加傾向にあり、またその特性は多様化し、これまで以上に、誰一人取り残さない特別支援教育の推進が求められています。

そのため、「特別な支援の対象となる児童生徒を的確に把握すること」、また、「適切な指導や必要な支援を組織的に行うための支援体制のさらなる充実」が課題であると認識しているところでございます。

「特別な支援の対象となる児童生徒を的確に把握する」ための取組といたしましては、まず、小学校に入学する前のお子さんの観察から始めております。

教育委員会事務局職員による、幼稚園や保育所の訪問や、就学時健康診断等において、支援を必要とする幼児を確認しております。

そのうえで、就学支援委員会を開き、医療や教育、福祉等25名の専門家からの意見をいただきながら、一人一人の教育的ニーズを踏まえた就学の場を、保護者に提案しております。

また、就学後は、各学校において、一貫して的確な教育的支援を行うための「個別の教育支援計画」や、一人一人のニーズに応じて指導目標や内容などを具体的に記入した「個別の指導計画」

【再質問】 課題・課題解決に向けた取組の評価と特別支援補助指導員を市立学校全70校に70名配置することを目指すべきとの思いを述べた後、学校で子供を支えるためには、まずは教職員が心身ともに健康であることが重要であると考えます。そのため、今後の方向性の中で、市独自の教職員の相談窓口の設置について、提案が出される。 <u>本市教職員を対象とした良好なメンタルヘルスを保つための取組と今後の方向性について伺う。</u>	を作成し、必要な指導・支援に活用するとともに、保護者や関係機関との連携を図るための一助としております。 続きまして、「適切な指導や必要な支援を組織的に行うための支援体制のさらなる充実」に向けての取組についてでございますが、まず、それぞれの学校で行われる、<u>校内支援委員会の充実</u>を図っているところでございます。 この校内支援委員会は、特別な配慮を要する児童生徒への支援の在り方について協議する組織でございますが、特別支援教育コーディネーターを推進役として、全職員の共通理解や外部機関との連携により、児童生徒の特性に応じた手厚い指導、支援に努めております。 また、本市教育センターにおいては、特別支援教育に関する教職員の更なる資質向上を図るため、<u>研修の機会を設定</u>し、児童生徒の支援が一層充実できるよう、すすめているところです。 このように教職員の資質向上に努めている一方で、学校には、教職員に請け負わせることができない、医療的なケアを必要とする児童生徒も在籍するなど、支援のためのマンパワーも必要となります。そこで、<u>看護師免許を有する方を含む特別支援教育補助指導員を市内小中学校61校に50名配置し、児童生徒のニーズ・保護者の願いに応えるよう鋭意努めている</u>ところでございます。 いずれにしましても、<u>一人一人の学びを深めるための適切な指導や必要な支援の充実を図ることで、未来を担う子供たちの可能性を最大限に引き出す教育を推進</u>してまいります。 【再質問】 <u>再質問の本市教職員を対象とした良好なメンタルヘルスを保つための取組と今後の方向性についてお答えいたします。</u> 私は、教師という職業は、一人一人の子供たちと向き合い、可能性を信じて支援し、子供たちとともに自身も成長できる働き甲斐のあるものであると考えております。 確かな指導、支援により、子どもたちの自己実現の瞬間や成長する場面に立ち会えることができますことは、教師としての最大の喜びであると認識しております。 教職員がその資質能力を存分に発揮し、働きがいを感じながら、指導支援にあたるためには、子供と向き合う時間や、授業を準備する時間等、教職員が集中して職務に専念できる環境を整えることが必要であることから、働き方改革を推進しております。 これまでも他市に先駆けまして、全校へのスクールサポートスタッフの配置やスクールロイヤー制度の導入、給食の公会計化等を進めてまいったところでございます。
--	---

【再々質問】 本市教職員を対象とした良好なメンタルヘルスを保つための取組と今後の方向性の評価。 市長の９９の政策 一丁目一番地である「子ども・子育て支援」から、教育を含めた市長の思いをお聞きしたい。 <u>未来を担う本市の子どもたちを健やかに育む教育について、市長の所見を伺う。</u>	また、教職員が心身ともに健康であることは、子供たちの笑顔にもつながると考えており、そのためにも教職員のメンタルヘルスクエアは重要であると認識しております。 具体的な取組といたしましては、ストレスセルフチェックを実施するなど、<u>心身の状況の把握</u>を継続的に行い、<u>管理職が状況に応じて、組織風土の改善や個別の支援を行うとともに、必要に応じて、専門機関へとつなぐなどの対応</u>をしております。 今後も、多様化する教職員の悩みなどに対して、手厚くサポートできるように、県教育センターが設置している「<u>教職員のための相談電話</u>」等、<u>外部機関の活用を促進</u>させるとともに、ご提案の本市独自の相談窓口の開設につきましても、情報収集を図るなど鋭意研究してまいります。 【再々質問】 (教育長答弁) 未来を担う本市の子どもたちを健やかに育む教育について、私の所感を、ということでお答えいたします。 議員ご案内のとおり、私も施政方針で述べたところでございますが、子育て支援・教育の充実は、未来への最も重要な投資であり、そのまちの魅力を作り出すものと考えております。 そこで、令和６年度から始動する「<u>シティブランディング・プロジェクト</u>」におきましても、「<u>こども・子育て</u>」を重点項目として力強く推進してまいります。 教育は、人をつくり、地域を創る崇高な営みでありまして、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向けて重要な役割を担っているものと認識しております。 昨年１０月に、本市の教育大綱を見直すとともに、第７次総合計画後期基本計画の最上位に教育政策を含む「ひと分野」を位置づけました。また、教育振興基本計画も改訂されるなど、令和６年度は、本市教育政策の一つの節目でもございます。 今後も、すべての子どもたちが、幸せと生きがいを感じながら、未来を切り開くために必要な力を身につけることができるよう、<u>教育委員会と連携を図ってまいります。</u>
---	--

質 問	答 弁
2 地域の避難所となる学校施設について ○ 今後の取組について (質問の要旨) 体育館は、学力向上の場の機能だけでなく、生活を支える避難施設としての役割も果たし、学校と地域を繋ぐ建物であるため、一定の備えを講じることが必要であると考えており、充実した学習環境の整備にも寄与できるのではないか。 ① 「令和6年能登半島地震」では、多くの方が長期間にわたる避難所での生活を余儀なくされている。これを受け、衆議院予算委員会での質疑の中で、公明党高木政務調査会長が「避難所として活用される公立学校体育館への「空調設置が重要だ」と指摘。岸田総理は「自治体による設置が速やかに進むよう支援していく」と応じた。 <u>2025年度まで「大規模改造(空調(冷暖房設備)整備)事業」の国庫補助割合が引き上げられているが、本市においても活用できないか。</u> <u>できない場合、例えば「断熱性の確保」について検討できないか。</u> ② <u>体育館での授業を行う際に、Wi-Fi環境があることで1人1台端末の活用ができるのでは。</u> <u>また教員の端末は、学力向上を目指すため、Wi-Fiを介してネットに接続することはできないのか。</u>	(教育長答弁) <u>「地域の避難所となる学校施設について」</u>お答えいたします。 令和6年能登半島地震において、多くの市民が長期間避難所生活を余儀なくされる中、学校施設、特に体育館が避難生活の拠点となったことは、私たち教育関係者にとりましても、体育館が単なる学力向上の場としてではなく、地域社会の安全・安心の拠点としても非常に重要な役割を果たすことを改めて認識したところ です。 議員ご質問の<u>体育館の空調設置について</u>でございますが、ご案内の国庫補助割合は、従来の3分の1から2分の1へ引き上げられております。 ただし、<u>国庫補助の適用を受けるには断熱性を確保することが要件となっております、空調の設置工事と断熱工事の2工事分の事業費が必要となり、市の持ち出しも増えることとなります。</u> 私どもとしましては、現在、令和7年度までの事業として特別教室等への空調設置を進めていることから、まずは設置を完了することに注力しているところです。 また、9月定例会でも答弁しましたとおり、<u>学校施設の老朽化に伴う対策が必要な時期を迎えており、安全性を確保すること、いわゆる質の担保を限られた財源の中で優先して行っているところでもあります。</u> ご案内の補助率引き上げは、令和7年度までの時限的なものとなっておりますが、今後、期限の延長や新たな補助制度の創設など情勢が変化することもあり得と考えます。 まずは、空調設置について、国庫補助の要件である断熱性を確保するための新しい技術や財政負担低減のための手段について、引き続き調査・研究を進めて参ります。 次に、<u>Wi-Fi環境を活用した学習について</u>ですが、児童生徒につきましては、貸与している児童生徒1人1台端末を、運動場や体育館等において利用できるよう、携帯電話など同じ方法で通信を行う<u>LTE通信</u>としており、<u>Wi-Fi環境に接続しなくても端末を活用した学習を実践しているところ</u>です。 教員につきましては、児童生徒の成績など機微な情報を取り扱うことから、校務として利用する端末を、Wi-Fi環境に接続することはできませんが、<u>校内のLTE通信端末を指導者用端末として活用すること</u>で、児童生徒と同様に、運動場や体育館等で端末を活用した学習を実践しております。

③ 災害発生時の情報入手や、人命安否の確認など避難所生活が長期化することを想定したとき、Wi-fi 環境の整備が必要になるのではないかな。

令和5年9月定例会時の一般質問と重複するが、体育館への空調設置や Wi-fi 環境整備について、教育の観点・防災の観点から改めて現状を問いたい

最後に、学校施設を通じた教育の質の向上と、地域社会への貢献を図るため、今後も様々な角度からの検討を重ね、児童生徒の安全・安心な学習環境の実現を目指してまいります。

(防災危機管理局長答弁)

避難所として活用される学校体育館の空調やWi-Fiの件について、防災の面からお答えいたします。

本市での避難所の開設につきましては、現状として、夏場の出水期における大雨や台風等の一定程度予測可能な災害に対応しているのが主な状況でございます。市民の皆様が、特に明るいうちに安全な避難行動ができるよう、できる限り早めに避難情報を発出し、地区コミュニティセンターや学校体育館等の公共の避難所を開設することを基本として取り組んでおります。

また、本市としましては公共の避難所以外の親類宅やホテル等への分散避難についても推奨しており、市民の皆様それぞれが、先ずは安全に避難できることを第一にと考えております。

議員ご質問のWi-Fi環境につきましては、各地区のコミュニティセンターで、令和5年3月1日から公共Wi-Fiサービス

(Sasebo City Free Wi-Fi)の利用が可能となっており、市民の皆様が避難所をご利用された場合でも、自由に利用が可能となっております。

一方で、コミュニティセンター以外の学校体育館につきましては、空調やWi-Fi環境は整っておらず、特に空調につきましては、避難者の健康面への影響も考慮し、大型の扇風機の配備、あるいは空調設備のある教室を可能な範囲で使用させていただくなどで、現状は対応しているところでございます。

議員ご案内のとおり、今年元日に発生した能登半島地震のような大規模災害の場合、多数の避難者や避難の長期化が想定され、学校体育館の避難所としての役割も重要となって参ります。

このような状況において、本市では、空調の対策として企業や民間団体等との協定によりその対応を図ることを想定しており、具体的には、建設機械レンタル会社2社と冷暖房機器を本市が求めた場合に優先的にご提供いただくことや、一般社団法人冷凍空調保安協会と災害時に拠点となる公共施設や避難所等の冷凍空調設備の資機材の調達・提供等について、同じく優先的に対応していただく協定を結んでおります。

一方で、Wi-Fi環境整備に関する協定については、現在のところ未締結という状況でございますが、平成23年に発生した「東日本大震災」を教訓に、一般社団法人無線LANビジネス推進連絡会が、災害時に公衆無線LANを無料で開放するサービスである「00000JAPAN」(ファイブゼロジャパン) というものを提供さ

	れており、今回の能登半島地震や熊本地震等において避難所における通信環境の確保を行っておられます。 また、他都市の状況として、個別に大手携帯キャリアと「災害時における避難所への公衆無線LAN協定」を締結されているケースもあり、更に、今回の能登半島地震を踏まえ、長崎県におかれましては、県の防災対策を見直す必要があるとの考えを去る2月19日開催の長崎県防災会議で示されており、県内各市町とも協議会を設置し、情報共有や意見交換を進めたいとの話があるところでございます。 本市といたしましてもこの機会を捉え、<u>Wi-Fi環境も含めた有効な通信手段の確保といった観点で、大規模災害時の対策を検討していきたいと考えているところでございます。</u>
--	---

3月6日(水) 個人質問12番 黒川英朗議員(自民党市民会議) (一括方式)(30分)

質 問	答 弁
3 「大谷グローブ」の取扱い状況について 大谷選手より市内各小学校に贈られたグローブの取扱い、管理、活用について問う。 (質問の要旨) 【1回目】 ・メジャーリーガーで活躍されている大谷翔平選手より、全国の小学校等に対してグローブの寄附が行われている。本市にはどのような経緯で寄附が行われたのか、また実際に子どもたちの反応はどのようなであったのかを問う。	(教育長答弁) 「大谷グローブの取扱いについて」ご質問いただきました、本市における<u>寄附の経緯、また寄附を受けた子どもたちの状況について</u>お答えいたします。 お答えをさせていただく前に、本市をはじめとする全国の小学生に対し、スポーツに対する興味関心を高め、夢や憧れを与えるために、グローブを寄附していただいた大谷翔平選手に対し、心より感謝を申し上げます。 まず、本市における<u>グローブの寄附の経緯</u>でございますが、昨年11月、<u>県教育委員会を通して、スポーツ庁より、大谷選手のグローブ寄附についての連絡と、寄附を希望する学校数の調査依頼</u>がございました。 そのため、市内の小学校に対し、寄附の希望の有無について調査を行ったところ、義務教育学校を含む全46校より、寄附の希望がありました。 その後、<u>寄附物品の納品・配送の実務を担う株式会社ニューバランスジャパンより、配送場所及び配送期日の調査</u>がございました。配送期間が指定されていることと、配送場所が1か所に限定されていたことから、本市におきましては、令和6年1月16日に<u>総合教育センターへの配送を希望し、1月22日(月)の小学校教頭研修会において、各学校に対し、配布</u>を行っております。 また、<u>宇久・黒島小中・相浦小高島分校の離島3校については、教育委員会より直接送付</u>を行っております。 このような経緯によって、大谷選手本人の「野球しようぜ。」というメッセージとともに、右利き用2つ、左利き用1つの合計3つのグローブが、各学校に届いております。 次に、子どもたちの状況でございますが、子どもたちは、報道等で学校にグローブが寄附されることを知らされた際には、「いつ届きますか」「まだですか」と<u>目を輝かせながら教師に質問をするなど、心待ちにしていた</u>ようです。 実際に学校に届いた際には、子どもたちは大変喜び、さっそく手にはめ、感触を確かめたり、大谷選手の投球フォームを真似したりするなど、<u>大きな反響があった</u>と聞いております。

【再質問】

・各学校におけるグローブの取扱いについて、実際にどのような活用が行われているのか。また、課題等はあるか。加えて、今回のグローブの寄附が子どもたちに対しどのような影響を与えるのか。見解を問う。

【再質問】

ご質問いただきました、学校におけるグローブの実際の活用状況や課題、子どもたちへの影響について、お答えいたします。

現在、小学校の体育の授業においては、「ベースボール型」の単元の中で、まずは柔らかいボール等を使用しながら素手で練習を行う場合が多く、本格的にグローブを使用するのは、中学校以降となっております。そのため、実際にグローブを一度も使用したことがない児童が多いという現状がございます。

このようなことから、今回のグローブの寄附をきっかけとし、教職員がグローブの使い方を直接教えたり、全校集会等の場面で、野球部の子どもたちが実際にキャッチボールを行っているところを見せたりすることで、積極的な活用に向けた取組を行っている事例がございます。

また、学校以外の方への活用例として、校内に展示コーナーを設け、子どもたちだけでなく、保護者や地域の方に対しても、グローブに触れる機会を作ったり、近隣の中学校や社会体育の野球チームに貸し出しを行ったりする取組もございます。

加えて、子どもたちのアイデアを生かしながら、活用の方法について自分たちで考えさせる取組もあり、各学校がそれぞれの実態に応じ、大谷選手の思いに応えることができるよう、様々な活用がなされております。

次に、活用についての課題でございますが、学校に問い合わせを行ったところ、議員ご指摘の通り、特に大規模校におきまして「3個のグローブを、すぐに全員が使用することが難しい」という意見がございました。

このため、学年や学級で日ごとや週ごとに巡回したり、休み時間等に積極的に貸し出しを行うなど、子どもたちが少しでもたくさんグローブに触れられるよう、各学校が工夫しながら活用を行っております。

今後学校から新たな課題が出てくるようであれば、他校の取組等を紹介するなど、必要に応じ、助言を行いたいと考えております。

最後に、今回のグローブの寄附が、子どもたちに与える影響について、お答えいたします。

子どもたちにとって、たった一度のスポーツの体験により、その楽しさやできる喜びを感じることで、興味関心を大きく高め、その後のスポーツ習慣につながるがございます。

今回の大谷選手からのグローブの寄附により、これまであまり野球に関心のなかった子どもたちが、野球のみならず、体を動かす様々なスポーツを楽しむきっかけになることが期待されると考えており、そのことがまさに大谷選手の願いであると思います。

【再々質問】 ・今回の大谷選手の行ったグローブ寄付については、子どもたちのスポーツへの意欲を高め、スポーツの振興につながるものと考えられる。そこで、本市の<u>今後のスポーツ振興の在り方について、見解を問う。</u>	本市といたしましても、子どもたちが様々なスポーツの特性に触れ、その楽しさやできる喜びを感じ、生涯にわたってスポーツに慣れ親しんでいく基礎を培うことが大切であると考えており、このような機会も一つの契機としながら、学校教育におけるスポーツの振興に取り組んでまいりたいと考えております。 【再々質問】 (市長答弁) 黒川議員からの再々質問にお答えいたします。 まずもって、全国の小学校にご自身のメッセージを添えて、グローブを寄付していただいた大谷選手の心意気には大変感服いたしているところでございます。 近年、子どもを取り巻く環境や生活習慣の変化により、運動離れや体力の低下につながっていると言われております。 今回のグローブの寄附は、子ども達にとりまして、野球に触れるきっかけになることはもちろんのこと、野球のみならず、様々なスポーツに興味関心を持つきっかけになるとともに、それぞれの夢に向かって挑戦する気持ちを大切にすることを学ぶ機会になるものと思われまます。 これを機に、実際にスポーツの楽しさや喜びに触れることで、子どもの運動習慣の定着、体力の向上、ひいては生涯スポーツ、またスポーツの振興に繋がるものと期待しているところでございます。 本市の<u>今後のスポーツ振興につきましては</u>、本年4月の機構改革において新たに創設する文化スポーツ部に、本市スポーツ行政を所管するスポーツ振興課を移管いたしまして、<u>スポーツ施策の方向性を明確にした『佐世保市スポーツ推進計画』</u>に基づき、市民のみなさまが身近にスポーツに親しむことができる環境整備、さらにはスポーツの力を活用して、地方創生、健康増進、地域における交流促進など、他の施策との連携を図りながら、総合的・一体的に取り組んでまいりたいと考えております。
--	--

令和6年度の「教育政策」活動方針

現下の多様な課題に対応するため「第7次佐世保市総合計画後期基本計画」及び「佐世保市教育振興基本計画（第4期）」を踏まえ教育方針の理念の下に、実状に応じた各種施策を展開します。

【教育総務部】

- 第4期教育振興基本計画の実施、進捗管理とPDCAサイクルによる改善
- 学校の教育基盤を整える、支える
 - ◆学校再編計画の実行
統合準備：吉井、西、 基本構想：鹿町、校区：山澄
 - ◆学校施設の老朽化対策
校舎整備、改修（外壁、防水等）
 - ◆学校施設の機能改善・強化
スマートロック、体育館LED化
 - ◆学校の環境改善
特別教室へ空調整備（理科室、音楽室）、これら以外への空調設置検討
 - ◆人員見直し計画に基づく体制の見直し
学校管理員、給食調理士の体制整備
- 学校・地域・家庭が一体となり、主体的に取り組む意識の醸成
 - ◆地域学校協働本部の拡大と関係事業の整理
- 生涯学習環境の充実
 - ◆徳育推進事業の今後の在り方についての整理
 - ◆グローバル教育の推進
 - ◆文化財行政のあり方の整理
- 新たなニーズへの対応
 - ◆市立学校助成制度の見直しと新たな支援制度の創設

【学校教育部】

- すべての子どもたちが安心して学べる環境づくり
 - ◆「できた」「わかった」「もっと学びたい」と思える授業改善
拠点校方式によるモデル授業の公開と「特色ある学校づくり（カリキュラムマネジメント）」
 - ◆教職員の資質・能力（多様な見方・考え方を理解し指導に生かす）の向上
子どもを座標軸においた学校経営と地域人材を活用した継続的な研修・支援
 - ◆校内教育支援センターやあすなろ教室等を生かした学び場づくり
子どものニーズに合った学び場の提供
 - ◆スマートスクールSASEBO構想を核とした学びづくり
情報活用能力の育成
 - ◆経済的負担の軽減
給食費中3無償化に伴う私立・県立中学生及び不登校生徒等へのケア
 - ◆夜間中学級開室への準備
入学意思確認後のスケジュール遵守によるR7年4月開室の実施
- 全ての子どもたちに応じた支援・指導を充実する
 - ◆適切なアセスメントと保護者との連携
保護者との連携促進に向けた研修
 - ◆通級指導教室を生かした支援
自校通級・巡回通級
 - ◆専門的な知見を核とした相談
SSW・SC活用と校内組織
- 新しい時代の学校の教育環境を実現する
 - ◆学校の魅力発信と、教職員の働きがい改革の推進
 - ①積極的広報活動 ②働き方改革ロードマップの推進
 - ◆新たな学校創出に向けた支援
 - ①新しい時代に即した学校の在り方 ②PWDとの連携協定による新たな学校創出
 - ◆「ふるさと学習」の推進と官民連携事業の推進
少年科学館の「ふるさと学習拠点」事業推進
 - ◆情報セキュリティの強靱化実現
情報セキュリティポリシーの適正な運用
 - ◆地域人材活用を核とした環境づくり
 - ①CSと地域協働活動 ②部活動地域移行モデル事業
 - ◆持続可能な教育環境の整備推進
 - ①新たな給食提供方法 ②公立幼稚園の在り方
 - ◆新たな学校教育の枠組みの基本構想確立
学びの多様化学校開設に向けた方針決定

令和6年度 前期教育委員会開催案について

○ 令和6年度の対応について（案）

月	種別	件 名	担当課	備考
5月	視察	文化財施設視察 (福井洞窟、泉福寺洞窟、岩下洞穴遺跡)	文化財	5/7PM
6月	勉強会	総合教育会議（8月中旬予定）のテーマ協議		
7月	協議	自己点検及び評価について	教総	座学
8月	議題	令和7年度（2025）使用 中学校教科用図書採択	学教	
9月				
10月	勉強会	社会教育委員との意見交換会	社教	座学
11月	視察	九州文化学園小学校・中学校視察	教総	
12月	勉強会	総合教育会議のテーマ協議		
1月 (中旬)	視察	大牟田市視察（夜間中学・学びの多様化学校）	学教	
2月	議題	令和7年度予算について	教総他	座学
3月		未定		

第9回

入場
無料Sasebo
Expo
2024

文化×学び×出会い

佐世保ならではの異文化交流イベント、第9回“Sasebo Expo”を開催します！
 今回のテーマは「COOL SASEBO」。外国の方々と一緒に文化体験やゲームを楽しみながら、
 気軽に英語に触れてみませんか？（外国人によるブースも多数準備しています！）

こんな体験してみませんか？

- ✓ 英語に気軽に触れてみたい
- ✓ 佐世保ならではの雰囲気を感じたい
- ✓ 外国人と交流してみたい
- ✓ 色々な文化体験をしてみたい

日時

2024年 5月 3日 (金)

時間

本イベントは2部制になっております

①10:30～オープニングイベント（受付10:00～）

11:00～12:10（第1部：ブース活動）

②12:10～12:40（第2部：受付）

12:40～13:50（第2部：ブース活動）

13:50～14:00 エンディングイベント

上記①、②のいずれかの時間帯からご参加ください
 （①からご参加の方も、続けて②までご参加いただけます！）

場所

佐世保市民文化ホール（平瀬町2）

申込

裏面をご確認ください

佐世保市
総合医療
センター★佐世保市民文化ホール
（旧海軍佐世保鎮守府第2記念館）

国際通り

佐世保中央IC

米海軍佐世保墓地

会場に駐車場はありません。
 公共交通機関が最寄りの有料
 駐車場をご利用ください。

運営：英語で交わるまちSASEBOプロジェクト「SASEBO EXPO」チーム

主催：佐世保市教育委員会 社会教育課

開催ブースのご紹介

「異文化交流をととして気軽に英語で交わる」をコンセプトにした、佐世保だからできる、佐世保ならではのイベント“Sasebo Expo”の第9回目の開催です。
文化体験や科学実験、ゲームなど様々なブースをご用意しております。
みなさんの参加をお待ちしています！

屋内

《1階》

- 琴体験
- 折り紙
- 生け花
- 科学実験
- させぼエコラボ

※ごみの仕分けマジックゲームや積み木コーナー

- アメリカンゲーム

※アメリカを作るパズル、ボードゲーム

- Let's make a play together

※一緒に劇を作りましょう！

- 合気道体験(第1部のみ)

- 結展 ※帯飾りの展示です

《2階》

- クラフト

※ドリームキャッチャー作り(毛糸の工作)

- 皿回し

屋外

- 独楽回し

- ラインダンス

※列(ライン)になってみんなで踊ります

- バンブーダンス

※音楽にあわせて竹をジャンプ！

確認事項

❗ お申込みの前にご確認ください ❗

- ① 参加には事前申し込みが必要です。
- ② FAXまたは下のQRコードを読み取り、フォームメーカーにてお申込みください。
- ③ 荒天時は内容が変更となる場合があります。

※ご不明な点があれば、以下お問い合わせ先までご連絡ください。

申込方法

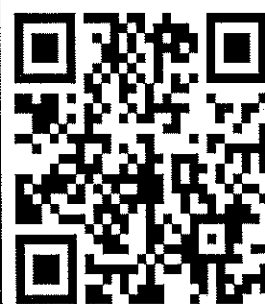
QRコードまたは下記に記入してFAXで！

申込
×切

4/24(水)

Fax 0956-37-6137 (佐世保市教育委員会 社会教育課宛て)

ふりがな 参加者氏名 1	15歳以下は年齢も ()	参加者 4	()
参加者 2	()	参加者 5	()
参加者 3	()	参加希望時間帯	表面の①、②よりお選び下さい(両方参加可)
		連絡先 (電話 or メールアドレス)	



《お問い合わせ》

佐世保市教育委員会社会教育課

TEL 0956-24-1111 (内線3123)

E-mail syakai@city.sasebo.lg.jp

《させぼの街ネタを英語と日本語で》

「佐世保市と市民が作るバイリンガル情報サイト」



Sasebo E Channel

(させぼ Eチャンネル)



史跡福井洞窟保存活用計画の策定の件

史跡福井洞窟保存活用計画を策定しましたので報告します。

記

1. 史跡福井福井洞窟保存活用計画 別添「概要版」のとおり

以 上

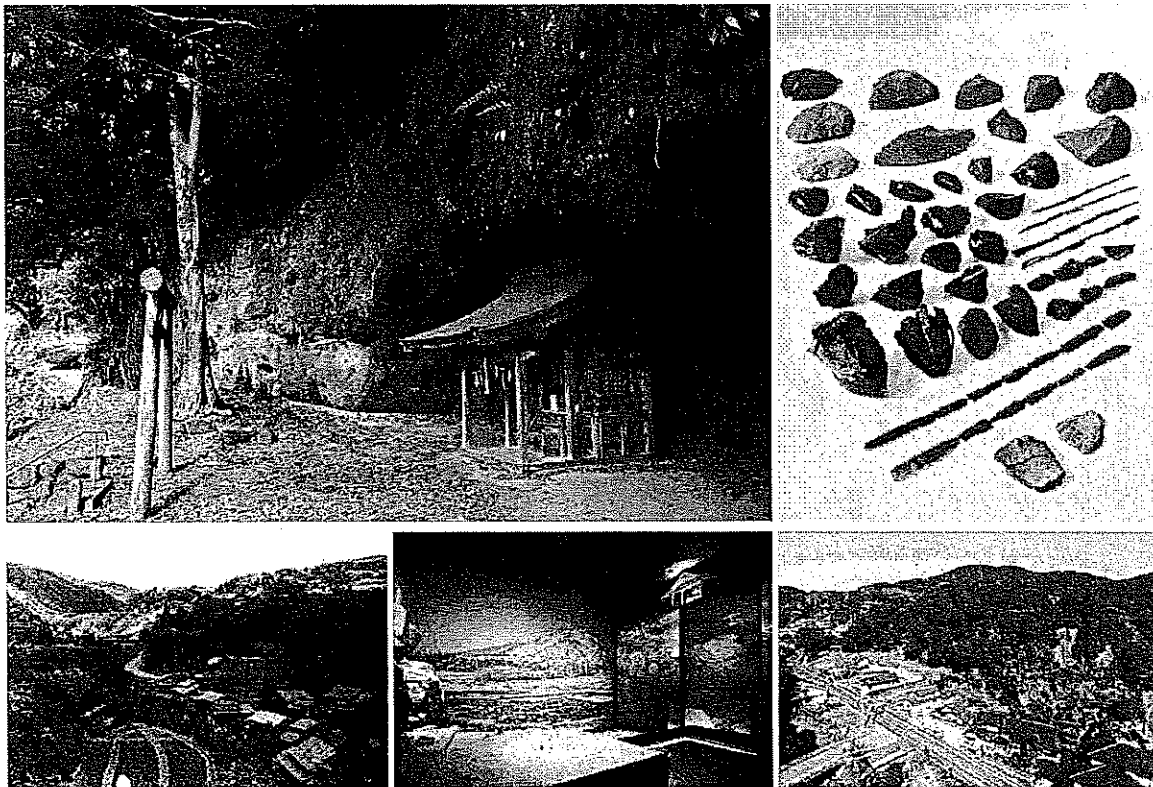
史跡福井洞窟保存活用計画

—概要版—

佐世保市には 36 か所もの洞窟遺跡があり、「洞窟遺跡日本一」を掲げるほどの数を有しています。

そのなかでも福井洞窟は、昭和 35 年に最初の発掘調査により、旧石器時代から縄文時代への
発展過程が層位的に確認される画期的成果が得られ、昭和 53 年に国指定の史跡となりました。

佐世保市では、このような貴重な史跡福井洞窟を大切な市民・国民の財産として
今後も保存・活用していくために、令和 6 年に保存活用計画を策定しました。



佐世保市教育委員会

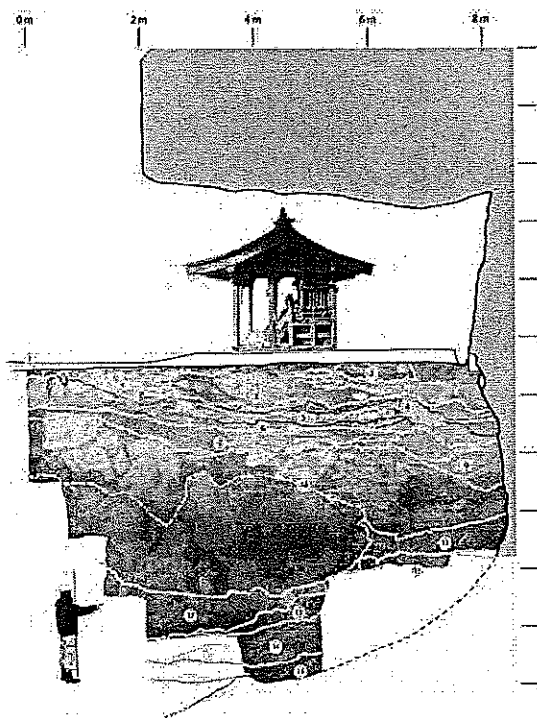
福井洞窟が教えてくれること

福井洞窟の価値は、昔の人々が残した土器や石器などの遺物や火をたいた炉などの遺構、それらが埋蔵されている地層に加え、洞窟の地形やそこに生育する特有の動物や植物などの自然、地域の人びととの関わりといった様々な要素によって支えられています。

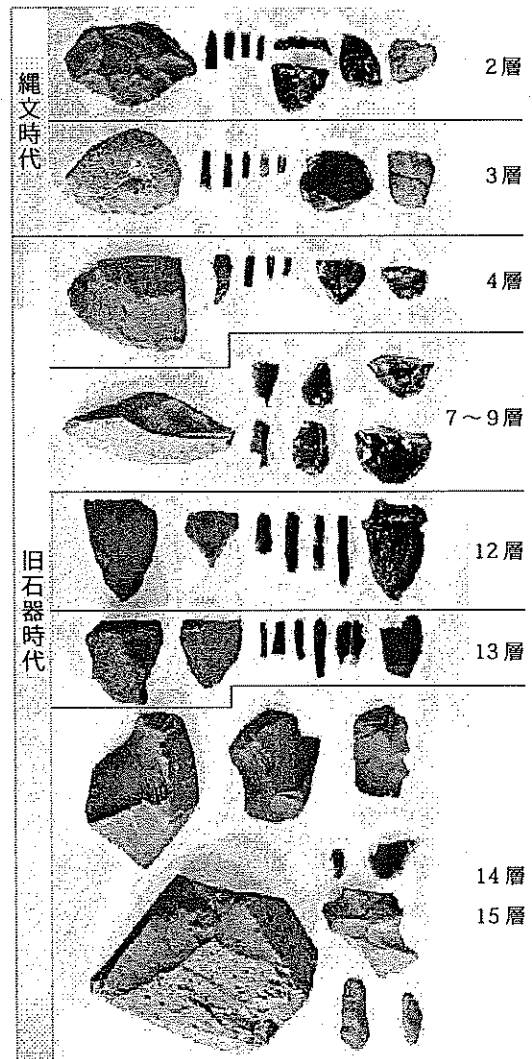
かつての営みと環境を伝える6mの地層

福井洞窟は6mにおよぶ16層もの地層の中に、人びとの営みとそれに伴う道具の変化を見ることができます。特に、旧石器時代の遊動生活から縄文時代の定住生活へと移り変わる過程が分かる人類史上重要な遺跡です。

また、寒い氷河期から温暖になるなかでの動植物などの自然環境の変化を知ることができます。



福井洞窟の地層



旧石器時代から縄文時代の出土遺物

洞窟利用のあり方を示す遺構や遺物

福井洞窟では、旧石器時代の終わり頃（19,000 年前～18,000 年前）の炉や石敷といった生活の跡や、細石刃などの道具作りの跡が残っています。縄文時代はじめ頃（16,000 年前～14,000 年前）には数万点におよぶ細石刃が見つかり、当時の中心的な遺跡であったことが考えられます。

さらに時代が進み、縄文時代早期（10,000 年前）には洞窟の前や洞窟上の台地を利用し石器を作るなど、生活する場所を広げていたこともわかっています。





往時の暮らしを想起させる 自然環境や景観

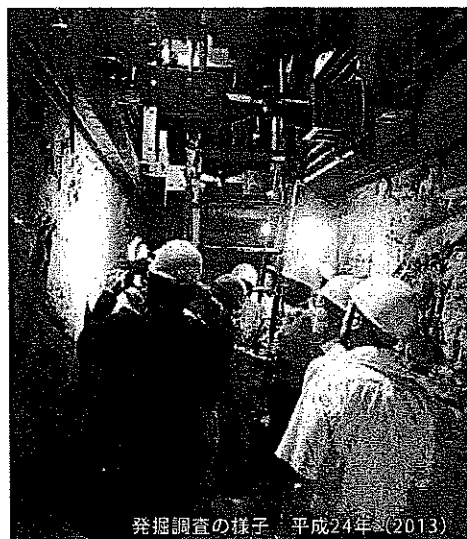
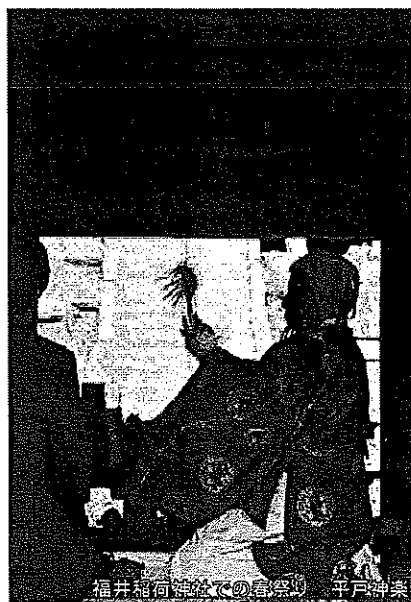
福井川の浸食によって作られた洞窟はやがて浸食が谷となります。人々はその谷筋を行きかい、川で安山岩を集め、石器をつくり、狩りに出かけていたと考えられます。

この地域では、福井川を中心とした谷地形や安山岩原石、岩肌に自生するシダ植物群落など、貴重な景観が残されています。洞窟に立つと、雨や風をよけることができ、滝や川のせせらぎなども体感できます。

保存を支えた神社の信仰や地域の取組み

福井洞窟の発見は、昭和 10 年（1935）の福井稲荷神社本殿の改築がきっかけでした。神社は地域の氏子に管理され、現在も秋の「おくち」には平戸神楽の奉納が行われています。

また福井洞窟の調査は、地域の人びとの継続的な史跡を守る取組みが出発点となっています。福井洞窟が良好に保存され続けた背景には、福井稲荷神社の信仰や地域の人びとの想いが存在しているのです。



調査研究の積み重ねで得られた技術・知見

昭和 30 年代に行われた福井洞窟の発掘調査では、旧石器時代から縄文時代の遺跡であることが明らかとなりました。さらに、半世紀後の再発掘調査では、新たな科学技術によって、様々な研究を進めることができました。調査研究の進展によって、福井洞窟の持つ価値はさらに深まりました。



© 大塚和義氏提供

100 年先の未来に向けて動き出す

「四次元空間デザインプロジェクト」

福井洞窟の所在する佐世保市は、「洞窟遺跡日本一のまち 佐世保」を掲げています。北松浦半島の本地域は、基盤となる第三紀層の砂岩とその上を覆う玄武岩の溶岩台地が河川によって削られ、岩肌がせり出し、洞窟や岩陰の地形が作り出されました。先史時代の人々は、この格好の居住地を見逃さずに生活の場としたのでしょう。平地の少ない本地域においては、自然地形を巧みに利用した人々の足跡について、遺跡を通して理解することができます。こうした先人の叡智^{えいち}が集約されている洞窟遺跡が、福井洞窟です。

市民が自分の言葉で「私たちの福井洞窟」を語り、学校を卒業する児童が「私の出身は福井洞窟のあるまち」と、郷土に愛着をもつ、そうしたまちづくりが一つの展望と言えます。

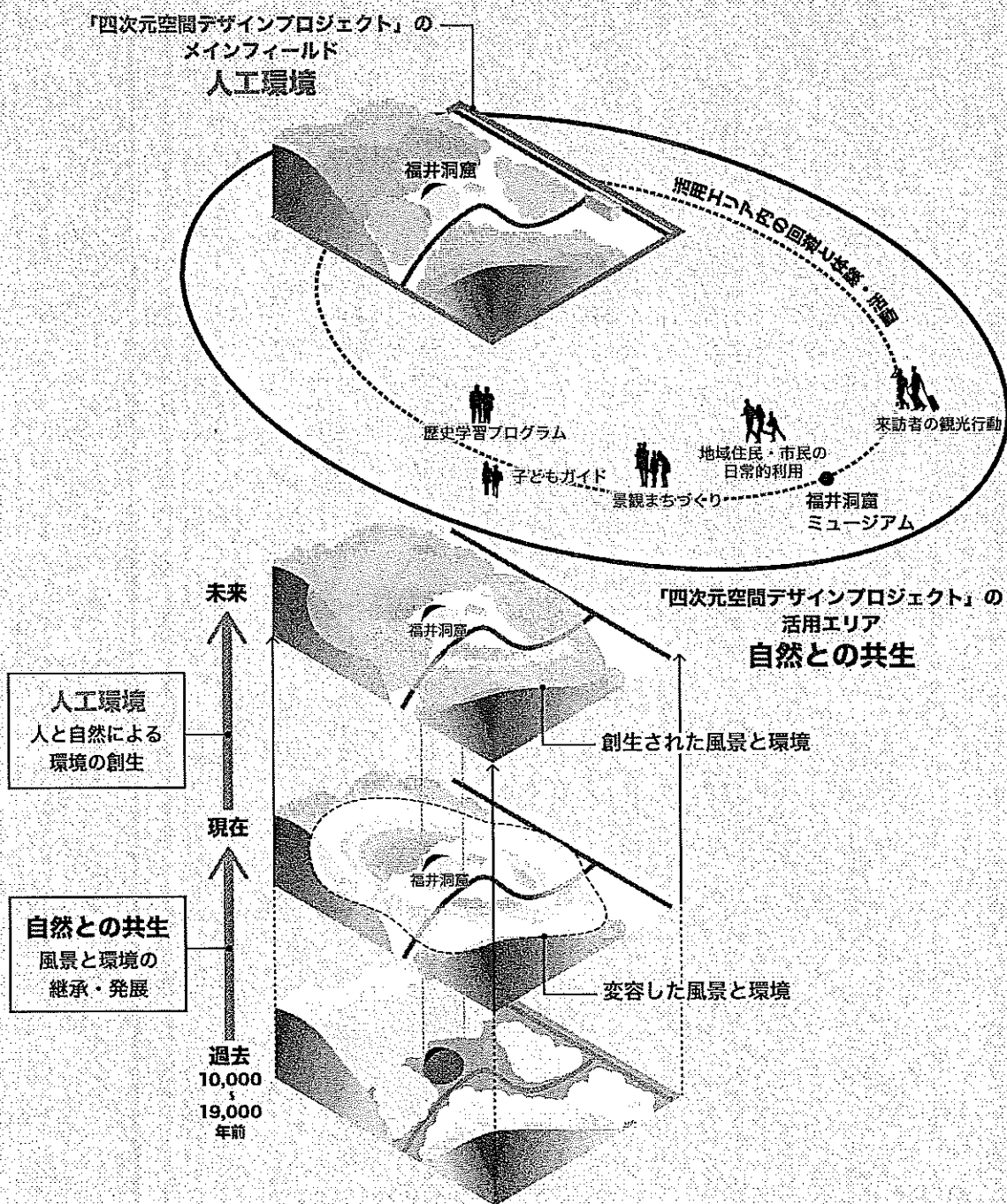
一方で、福井洞窟の半世紀を越える研究の足跡は、土器出現の研究として世界的にも知られています。今後も日本の洞窟遺跡研究^{けんいん}を牽引し、将来的には、東アジアを代表する「洞窟遺跡」の拠点都市として世界に発信することが望まれます。

そのための基本理念が「四次元空間デザインプロジェクト」です。当時の自然と共生する社会をモデルに、景観や自然環境を人工的に創生していきます。そのための仕組みが、「景観まちづくり」や「福井洞窟学」であり、「フィールドミュージアムの実践」です。これには様々な分野の力を借りて、官民一体となって持続的に行う必要があります。

こうした計画は、100 年、200 年先を見据えたものです。「四次元空間デザインプロジェクト」を実践し、動物、昆虫、植物が生きる拠点を獲得できるようにしていく。それは、他に類のない「洞窟遺跡日本一のまち 佐世保」の象徴的な空間デザインを作り上げることになるのです。

目指す将来像

- 1 市民が文化財の持つ四次元空間としての価値に気づき、創生することで、次世代に伝える史跡
- 2 先史時代の移り変わりや洞窟遺跡の特性を探究し、その研究を世界に発信する拠点
- 3 研究成果に基づき、当時の人々の息吹とその暮らし、環境を体感できる史跡
- 4 地域内外の日常的な憩いや様々な交流を創出する拠点



人工環境、自然との共生により循環する史跡のイメージ

福井洞窟の価値を守る

史跡指定地や広域での保存管理

福井洞窟を確実に保存するため、指定地の遺構や遺物の適切な保存管理にとどまらず、「四次元空間デザインプロジェクト」実現に向けた広範囲での環境の保全活用に取り組みます。

本史跡では保存管理のための地区区分を設定し、エリアごとに方針や具体的な手法を定めています。

【史跡指定地】

すでに国の史跡として指定を受けた範囲。
文化財保護法に則り確実な保存を行います。

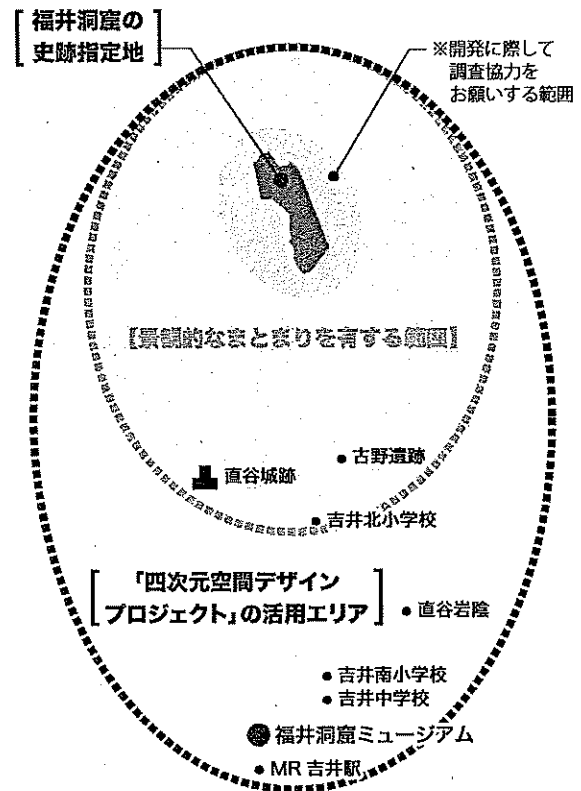
【景観的なまとまりを有する範囲】

福井谷を中心とした範囲。
エリア全体の景観の質の向上を目指します。

※指定地から概ね100m程度の範囲は、開発に際して調査協力をお願いしています。

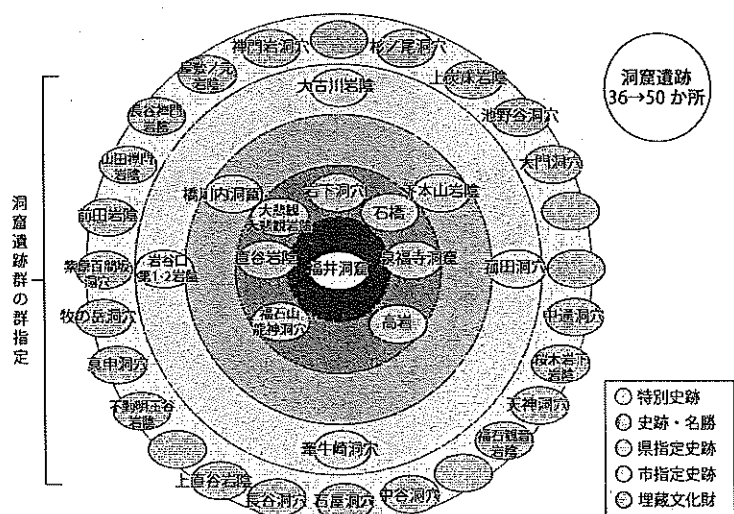
【「四次元空間デザインプロジェクト」の活用エリア】

地域コミュニティや公的インフラを含む範囲。
地域の活動と連携したエリア全体の活性化を目指し、様々な活用プログラムに取り組みます。



佐世保市洞窟遺跡群の保護

佐世保市には、36 か所の洞窟遺跡が川に沿って、点々としています。福井洞窟をはじめとして、各洞窟遺跡は時代ごとに様々な関係にあります。今後も継続的に発掘調査を行います。また、洞窟遺跡群の史跡指定または群指定、さらに出土品等の国重要文化財指定を目指していきます。



将来の佐世保市の洞窟遺跡群の史跡指定

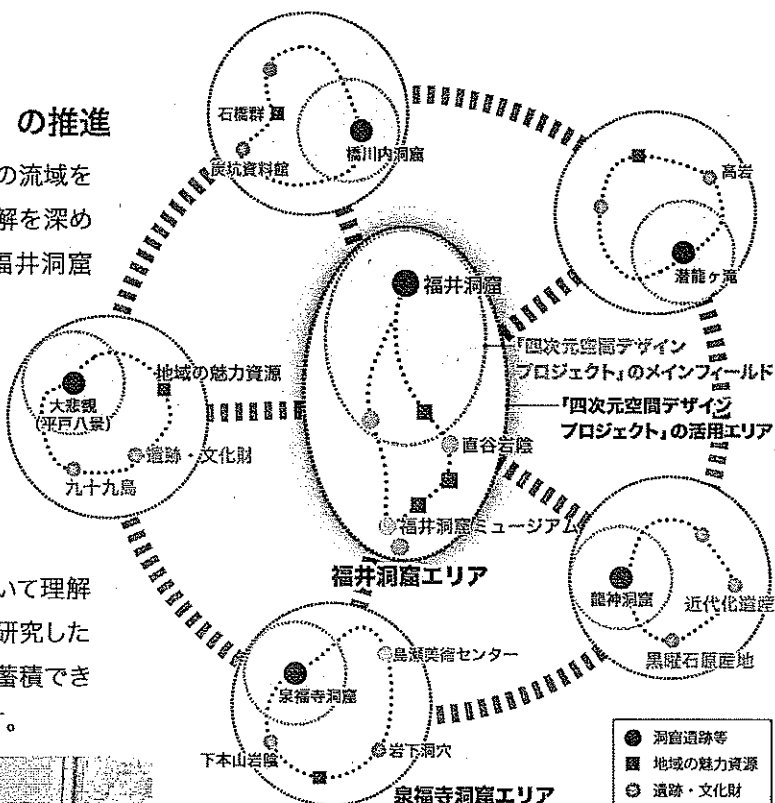
魅力を活かす

「フィールドミュージアム」の推進

福井洞窟では、福井川と佐々川の流域を巡ることで、さらに洞窟遺跡の理解を深めることができます。福井洞窟や福井洞窟ミュージアムを核として、各遺跡を周遊することで、教育だけでなく観光や福祉などの他分野と連携した魅力創出を行います。

「福井洞窟学」の実践

福井洞窟及びその周辺地域について理解を深めるため、これまでの調査や研究した情報を一体的に学び、その学びが蓄積できるよう「福井洞窟学」を実践します。



環境を整える

史跡を保存するための整備

福井洞窟の地層や岩が崩れたりしないようにするため、適切な樹木の伐採や地層の保護等を行います。



史跡を活用するための整備

史跡地の見学に必要な解説や案内標示のほか、福井洞窟ミュージアムとの連携に必要なインフラ整備など、様々な課題について計画的に進めていきます。



“私たちの福井洞窟” と思えるまちづくり

福井洞窟のファンを増やす取組み

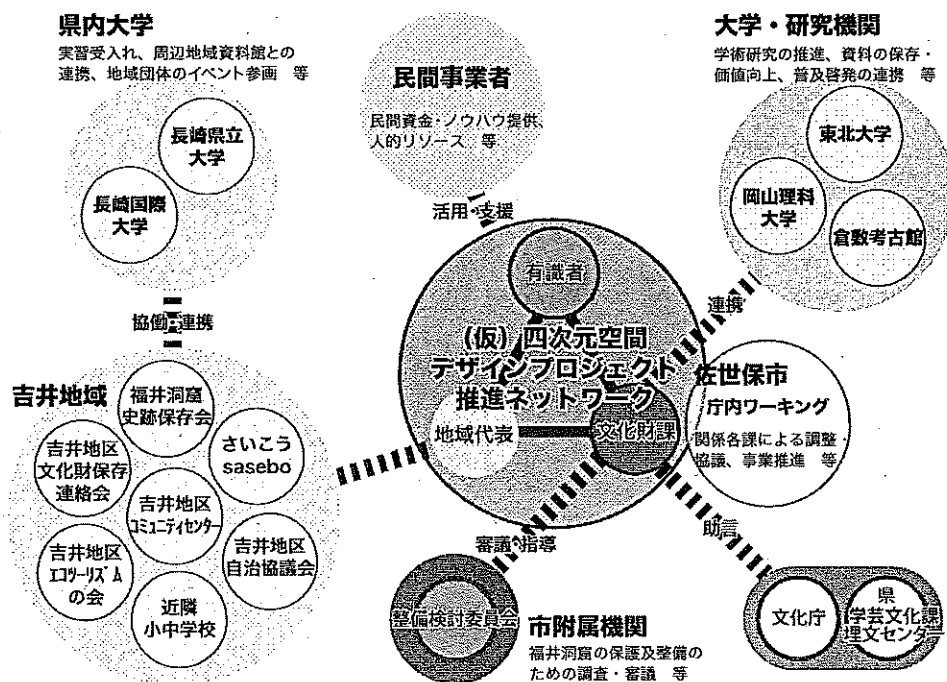
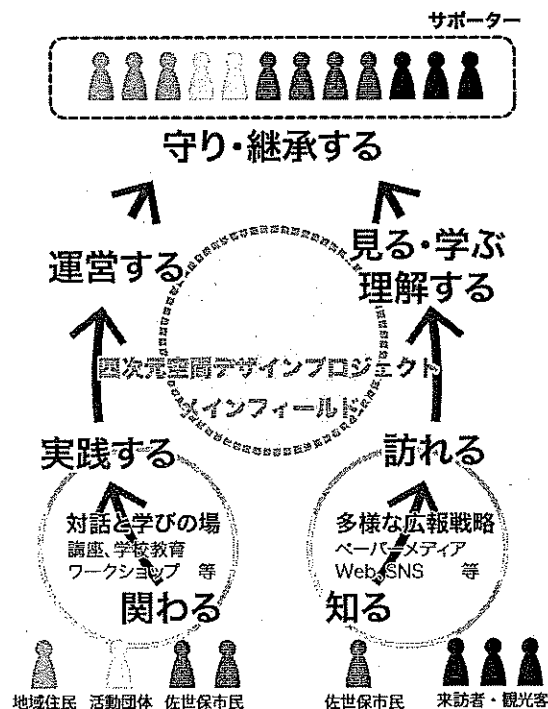
地域の高齢化と人口減少が進むなか、史跡を守り活かすためには、様々な人が福井洞窟について知って、その価値を認識することが大切です。

福井洞窟に関わる人を増やすために、観光施設や地域拠点と連携した情報発信に加え、学習会や交流事業に取り組みます。

史跡を守り、活かすための運営体制の構築

こうした計画・様々な取組みを実施するため、「四次元空間デザインプロジェクト」を推進するネットワークを構築します。

福井洞窟ミュージアムを拠点として、地域、行政、団体等が協働でマネジメントを実施します。



史跡福井洞窟保存活用計画 一概要版一 令和6年(2024)3月

発行・問合せ先 佐世保市教育委員会

〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町1-10 TEL:0956-24-1111 FAX:0956-25-9682

佐世保市指定文化財の新規指定の件

佐世保市指定文化財への指定について、新たに1件指定することについて報告します。

記

1. 対象文化財 1 件（別添のとおり）

（1）新規指定物件

- ①文化財名称 洞窟シダ植物群落（どうくつしだしょくぶつぐんらく）
- ②所有者 佐世保市
- ③員数 1
- ④文化財種別 記念物・天然記念物（植物）
- ⑤所在地 吉井町福井

以 上

佐世保市指定文化財（記念物・天然記念物（植物））

「洞窟シダ植物群落」

- | | | |
|---|-------|---------------------------|
| 1 | 名 称 | 洞窟シダ植物群落 |
| 2 | 種 別 | 佐世保市指定文化財 【記念物・天然記念物（植物）】 |
| 3 | 指定年月日 | 令和6年3月22日（金） |
| 4 | 員 数 | 1 |
| 5 | 所 在 地 | 佐世保市吉井町福井1011番9ほか5筆 |
| 6 | 所 有 者 | 佐世保市 |
| 7 | 概 要 | |

佐世保市の洞窟遺跡群は、第三紀の水成岩地帯にできており、洞窟入口は一定の照度と湿度が維持されているため、多くのシダ植物が群生している。その中には林床などの土壌には生育できず、崖地や急傾斜地の岩上にしか生育できないものも多く、南方系の希少なシダ植物が見られる。主要なシダは、ミヤジマシダ、スジヒトツバ、ノコギリヘラシダ、リュウキュウイタチシダ、シロヤマセンマイ、エダウチホングウシダなどである。

なお、今後福井洞窟以外の植物群落についても「洞窟シダ植物群落」として指定することが可能であり、洞窟遺跡と共にその特異性を理解してもらい、保全につなげていきたい。

8 指定する理由

佐世保市吉井町直谷免には「御橋観音羊歯植物群落（おはしかんのんしだしょくぶつぐんらく）」が昭和26年に国指定の天然記念物に指定されている。これに匹敵するシダの群落は佐世保市の多くの洞窟遺跡に見られ、専門家より市の天然記念物の価値は十分あるとの研究を受けている。福井洞窟におけるシダ植物群落は、主要なシダを保有し、今後保護すべき洞窟のシダ植物群落の指標的役割となる。

これらのことから、新たに佐世保市指定文化財に指定することが妥当と判断する。



「洞窟シダ植物群落」 写真右側の岩肌に生育するシダ植物



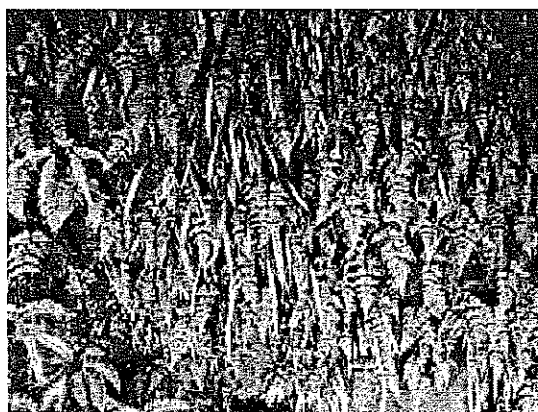
ミヤジマシダ



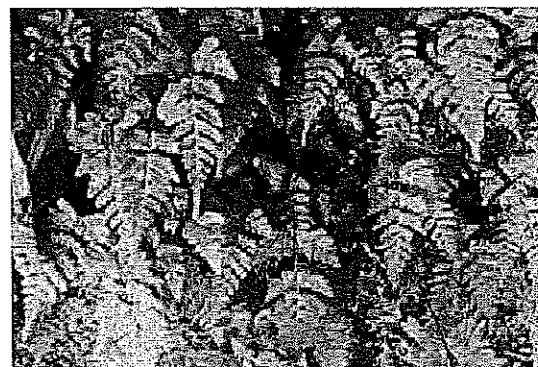
スジヒトツバ



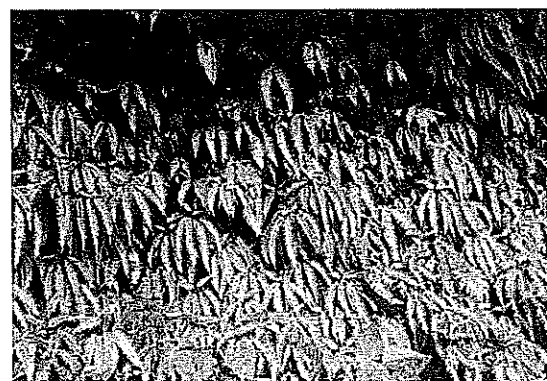
ノコギリヘラシダ



リュウキュウイタチシダ



リュウキュウイタチシダ



コシダ



エダウチホングウシダ

【教育委員会資料】 令和6年度 学校訪問 実施計画等について

1. 目 的

全小・中学校及び義務教育学校を、年次計画でA・B・Cの計画訪問区分に分け、毎年度全学校を訪問することで、教育課程の管理・運営をはじめとする学校運営上の諸課題について学校の実情を把握し、指導を行うとともに、今後の教育施策に資する。

2. 内 容

(1) 計画訪問 SA・A

- ① 訪問者：教育長・教育委員・教育委員会事務局（両部長・学校教育課長・教育指導監・管理担当・学校訪問担当・教科指導担当。その他の教育機関（教育センター等）が参加することもある。）

※教育委員についてはSA訪問：出席努力、A訪問：自主判断

※事前に学校教育課担当（田川）が、メールにて訪問実施学校・日程等の連絡⇒出欠の確認、詳細の日程の調整等を行う。

② 内 容

◆学校経営に関する説明（校長）

- 1 学校の概要
- 2 学校課題
 - ①学力向上 ②スマート・スクール・SASEBO 構想
 - ③いじめ・不登校対策 ④働き方改革（給食公会計化・SSS・C4th・他）
 - ⑤服務規律 等

◆授業視察

◆教育委員会指導

③ 標準的な日程（学校規模で変更有り）

校時	学 校	市 教 委
1	平常授業	学校経営説明（15分程度）・質疑応答
2	公開授業	授業視察等 諸表簿の考査 個別支援該当者の授業視察
3	公開授業	授業視察等 個別支援該当者に対する支援
4	公開授業	授業視察等
（ 給 食 試 食 ）		
5	平常授業	校長・副校長・教頭に対する指導
6	平常授業	※学校規模により、公開授業が少ない場合は指導を午前中に行う。
	放 課 後	※昼食（給食）は学校規模によらず、原則行う。

④ そのほか

○小中連携推進の観点から、同一中学校区内の小中相互の校長参加を依頼。

(2) 計画訪問 B・C

訪問	訪 問 者	日 程	内 容
B 訪問	両部長・学校教育課長・教育指導監・管理担当・学校訪問担当・教科指導担当	A 訪問に準じる	A 訪問に準じる
C 訪問	管理担当	午前中日程	A 訪問に準じる

【内部資料】令和6年度 学校訪問予定一覧

(5月～7月) R6.4.11現在

期日	曜	小学校 校名	中学校 校名	議会等	行事予定
4月24日	水				中教頭研、生活指導主任・生徒指導主任研修
4月25日	木				学校司書研修会
4月26日	金				
4月27日	土				
4月28日	日				
4月29日	月				昭和の日
4月30日	火				
5月1日	水				校長研(小中)
5月2日	木				教育研究会総会(中) 心の教室相談員研修会
5月3日	金				憲法記念日
5月4日	土				みどりの日
5月5日	日				こどもの日
5月6日	月				振替休日
5月7日	火				
5月8日	水	B 三川内小	C 清水中		
5月9日	木	C 日宇小 瀬見小	C 宮中		学校保健会理事会
5月10日	金	C 高島分校			中教頭研
5月11日	土				
5月12日	日				中体育大会
5月13日	月	B 船越小			学校保健会総会
5月14日	火	B 針尾小		例規審査委員会	
5月15日	水		C 吉井中	例規審査委員会	
5月16日	木		C 小佐々中		小教頭研
5月17日	金				
5月18日	土				
5月19日	日				小運動会
5月20日	月	C 木風小 小佐世保小	C 崎辺中		学校司書研修会
5月21日	火	B 黒島小中	B 黒島小中		
5月22日	水				特支コーディネーター研
5月23日	木	黒島小 深井運動施設			養護教諭部会理事会
5月24日	金			常任委員会	市セ愛敬文交式
5月25日	土				
5月26日	日				小運動会15校
5月27日	月			校長研	中校長研
5月28日	火	A 鹿町小	C 愛宕中		
5月29日	水	B 橋樑小	C 山渡中		特別支援学級担任事務説明会
5月30日	木	C 皆瀬小	B 東明中		
5月31日	金	C 小佐々小 (午後)			いのちを見つめる日(校長講話)、中教頭研
6月1日	土				大久保小訪問
6月2日	日				
6月3日	月	C 中里小			いのちを見つめる日(校長講話)
6月4日	火	A 吉井南小	C 光海中		
6月5日	水	A 江迎小			市中体振替
6月6日	木	C 港小		市長会	小校長研、市中体リハ
6月7日	金				市中体
6月8日	土				市中体
6月9日	日				市中体
6月10日	月				市中体、小教頭研
6月11日	火			校長研	市中体振替
6月12日	水			市長会	
6月13日	木			市長会	
6月14日	金			市長会	市中体水泳、子事故江迎
6月15日	土				
6月16日	日				
6月17日	月			市長会	子事故(佐世保)
6月18日	火			市長会	
6月19日	水			市長会	子事故(相浦)
6月20日	木			市長会	
6月21日	金			市長会	養護教諭部会研修会、子事故早枝
6月22日	土				いのちを見つめる講演会
6月23日	日				

期日	曜	小学校 校名	中学校 校名	議会等	行事予定
6月24日	月				一般質問
6月25日	火				一般質問
6月26日	水			常任委員会	中校長研
6月27日	木			常任委員会	
6月28日	金			常任委員会	夏女編集委員会
6月29日	土				佐世保大空襲の日
6月30日	日				
7月1日	月				小校長研
7月2日	火	SA 猪調小	C 福石中		
7月3日	水			本会議	小教頭研
7月4日	木	C 黒髪小 清水小 実勢調査一校	C 吉井中 楠本中		学校司書研修会 養護教諭部会理事会、子事故宇久
7月5日	金				
7月6日	土				
7月7日	日				
7月8日	月	C 赤崎小 大崎分校	C 三川内中		
7月9日	火		SA 世知原中		
7月10日	水	C 宇久小	B 宇久中		
7月11日	木	C 浅子小中	C 浅子小中		中校長研
7月12日	金				
7月13日	土				
7月14日	日				

【小学校】

SA	7分団	猪調、歌浦
A		吉井南、吉井北、江迎(新補)、鹿町
	新補	三川内、船越、黒島、橋樑
B	1分団	宮、広田、花高、早岐、江上、針尾
	2分団	大塔、黒髪、日宇、天神、港、福石
	3分団	木風、瀬見、白南風、小佐世保、山手、宇久
C	4分団	春日、清水、大久保、金比良、大野、柚木
	5分団	赤崎、相浦、高島、相浦西、大崎、
	6分団	浅子、中里、皆瀬、小佐々、世知原
調	調	調

【中学校】

SA	世知原
A	早枝
B	東明、鹿町、中里、宇久
C	広田、崎辺、清水、山渡
	大野、相浦、柚木、小佐々、宮、三川内、日野、日宇
	福石、光海、愛宕、吉井
調	調

県	県教委指定研究指定等
市	市教委指定研究指定等
新	新任校長校
調	県教委による学級編制等実態調査

【注意】

※ 種別欄のSAは全員指導訪問、AはA訪問、BはB訪問、CはC訪問、研は研究発表

※ 前期教育委員会10日前後 定例教育委員会22日前後

※ A訪問＝教育長以下 B訪問＝部長以下 C訪問＝管理のみ

令和6年4月23日(火) 定例教育委員会資料 佐世保市教育センター

令和6年度教職員研修の活用について

1 教育公務員特例法等に基づいた研修

(1) 指標と指針について

【文部科学大臣】校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針

【任命権者】校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標

(2) 指針改訂のポイント (抜粋)

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励。教師と学校管理職とが、研修履歴を活用して対話を繰り返す中で、教師が自らの研修ニーズと、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割などを踏まえながら、必要な学びを主体的に行っていくこと。

※ 長崎県による研修履歴システム(プラットフォーム)の運用開始 6月予定

2 長崎県の指標(参考)P2

3 佐世保市教育センター研修体系P3

4 佐世保市教育センター視点表

(1) 教諭用の一部(1/4)P4

(2) オンデマンド用P5

(3) 春休みにおすすめの動画集p6

長崎県 教諭等としての資質の向上に関する指標 (令和5年3月改訂)					職名	校種	
					教諭等	小中高特	
ステージ (求められる姿)	視点	第0ステージ		第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ
		新規採用時		初任研～若手研 1～5年目	若手研以降～中堅研 6年目～11年目	中堅研以降～15年研 12年目～16年目	15年研以降 17年目～
		新規採用教員として、学習指導や生徒指導等の基礎的な事項を理解している		組織の一員として教育活動を展開し、学習指導や生徒指導等の実践力を高める	フレンドリーリーダーとして、組織運営に参画したり、学習指導や生徒指導等の専門性を高めたりする	モデルリーダーとして、組織運営を推進したり、学習指導や生徒指導等の高度な実践を展開したりする	組織のリーダーとして、積極的に学校経営に参画したり、学習指導や生徒指導等における高度な指導力を教職員に広げたりする
(1) 教諭に必要な素養	A 法令遵守 人権尊重の精神	法令遵守の精神を身に付けている 人権意識、人権感覚を身に付けている		法令遵守の精神を踏まえ、自ら範を示すとともに児童生徒に指導することができる 人権尊重に基づいた児童生徒理解をし、指導するとともに、学校の人権教育推進のために行動することができる		法令遵守の精神を教職員に指導することができる 学校の人権教育を企画、推進することができる	
	B 対人関係能力 社会性	他者とコミュニケーションを図りながら、自らの課題解決に努めている		自分や学校の児童生徒の課題を認識し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる		学年(学校)で生じている課題を把握し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる	
	C 児童生徒への愛情 教諭に対する使命感	教育公務員の使命を理解し、児童生徒への教育的愛情をもっている		教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の一員として行動することができる		教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織を牽引する働きができる	
	D 長崎県への郷土愛	ふるさとの特色(地理、歴史、文化等)を理解し、愛情をもっている		長崎県の特徴を理解し、そのよさを児童生徒たちに伝えるとともに、自分たちが住んでいる地域のよさや課題について取り上げることができる		長崎県や自分が住んでいる地域に誇りをもたせ、そのよさや課題について学習を仕組むことができる	
(2) 学校運営 連携・協働	E 組織運営力 同僚性・協働性	学校担任の基本的な役割と職務内容、学校組織や校務分掌等について理解している		学校教育目標を理解するとともに、学校経営及び教科指導の方針を策定し、同僚性や協働性を発揮しながら、実践することができる		学校教育目標を理解するとともに、学校経営、教科指導及び学年経営の方針を策定し、同僚性や協働性を発揮しながら、積極的に実践することができる	
	F 保護者・地域・関係機関等との連携力	保護者、地域、関係機関等との連携の必要性及び協働の仕方を理解している		保護者、地域、関係機関等と積極的に関わり、地域とともにある学校の一員として、連携・協働した対応をすることができる		保護者、地域、関係機関等と積極的に関わり、地域とともにある学校の顔として、連携・協働した対応をすることができる	
	G 危機管理能力	学校保健安全法に基づき、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解している		安全に配慮した教室環境等の整備と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる		危機を予測した未然防止の取組と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる	
	H 教科等に関する知識・教養	担当する教科等に関する基礎的な知識を身に付けている		担当する教科等に関する知識を高め、指導に生かすことができる		担当する教科等に関する専門的な知識を身に付け、指導に生かすことができる	
(3) 教育課程 学習指導	I 授業構想力	学習指導要領の内容やカリキュラム・マネジメントの考え方を理解するとともに、授業場面に応じた授業設計の方針を身に付けている		カリキュラム・マネジメントの考え方を理解し、地域の人材等を活用するなどして、学習指導要領及び児童生徒の実態に基づいた指導計画を作成し、授業を組み立てることができる		カリキュラム・マネジメントの考え方を生かして、地域の人材等を活用するなどして、学習指導要領及び児童生徒の実態に基づいた指導計画を作成し、深い学びの実現を図る単元や授業の組み立てを工夫することができる	
	J 授業展開力	授業展開に必要な基礎的なスキルを理解するとともに、適切な教材を活用する基礎的な能力を身に付けている		児童生徒の実態を踏まえ、基礎的なスキルを向上させるとともに、適切な教材を活用して授業を展開することができる		児童生徒の特性を理解し、教科等を見方・考え方を生かすなどして、主体的・対話的で深い学びを実現する授業を展開することができる	
	K 集団づくりの力	理想とする学級像をもち、児童生徒の発達段階に応じた集団の在り方理解している		学校の児童生徒一人一人の実態や学校の課題を捉え、個々の自立を促し、相互に高め合う集団づくりを目指すことができる		学年全体の児童生徒の実態を把握し、より望ましい集団づくりを組織的に進めることができる	
	L 児童生徒理解力	教育相談の意義や理論、必要な基礎知識(カウンセリングに関する基礎的な事項を含む)を理解している		教育相談の基礎的なスキルを身に付けるとともに、児童生徒に寄り添い、気持ちや行動の背景を理解しようとする		教育相談や日常の観察を通して、児童生徒の気持ちや行動の背景を理解することができる	
(4) 児童生徒理解 生徒指導 等	M 個別の児童生徒への対応力	児童生徒の状況を把握するための基礎的な事項や校内の連携もきめた対応の在り方を理解している		個々の児童生徒の状況を理解し、先輩教員からの助言を受けながら、状況に応じた適切な指導や支援をすることができる		個々の児童生徒の状況を理解し、同僚と協力しながら、状況に応じた適切な指導や支援をすることができる	
	N 児童生徒の将来を育む力	キャリア教育の意義や考え方や指導の在り方を理解し、児童生徒の夢や憧れ、志を育もうとする意欲をもっている		キャリア教育の視点をもって、児童生徒の夢や憧れ、志を育む学習や体験を仕組むことができる		キャリア教育の視点をもって、児童生徒の夢や憧れ、志を育む学習や体験を深化させることができる	
	O 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導力	小中高	特別支援教育の意義や発達障害等について基礎的な事項を理解している	発達障害等の障害特性や対応方法について理解し、個別の障害に対する適切な対応を行うことができる		個々の障害に対して適切に対応するとともに、特別支援教育の推進や質を全体の教育に反映させることができる	
	P ICTの活用 情報活用能力の育成	特	特別支援教育の意義を理解するとともに、障害者について基礎的な知識を身に付けている	障害特性を理解し、個々の発達課題について適切な把握及び対応を行うことができる		様々な障害に対して理解を深め、発達課題に応じた指導計画の立案、改善及び指導や支援を適切に行うことができる	
(5) ICTや情報・教育データの活用	Q 教育データの活用	各種システム等の教育データについて、基礎的な知識及び技能を身に付けている		各種システム等の教育データを児童生徒の実態に応じて適切に活用して、よりよい学びを創出する授業実践等を行うことができる		各種システム等の教育データを児童生徒の実態に応じて適切に活用して、よりよい学びを創出する授業実践等を行うことができる	
	R ICTの活用 情報活用能力の育成	資質・能力の育成を目指し、授業及び校務におけるICTの活用目的や方法とその効果について、基礎的な知識及び技能を身に付けている		資質・能力の育成を目指し、ICTを活用した授業を展開するとともに、校務の効率化を図ることができる		児童生徒の実態に応じた資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に活用した授業を展開するとともに、校務の効率化を図り、効率化と教育活動の質の向上につなげることができる	
(6) ICTや情報・教育データの活用	S ICTの活用 情報活用能力の育成	資質・能力の育成を目指し、授業及び校務におけるICTの活用目的や方法とその効果について、基礎的な知識及び技能を身に付けている		資質・能力の育成を目指し、ICTを活用した授業を展開するとともに、校務の効率化を図ることができる		児童生徒の実態に応じた資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に活用した授業を展開するとともに、校務の効率化を図り、効率化と教育活動の質の向上につなげることができる	
	T ICTの活用 情報活用能力の育成	資質・能力の育成を目指し、授業及び校務におけるICTの活用目的や方法とその効果について、基礎的な知識及び技能を身に付けている		資質・能力の育成を目指し、ICTを活用した授業を展開するとともに、校務の効率化を図ることができる		児童生徒の実態に応じた資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に活用した授業を展開するとともに、校務の効率化を図り、効率化と教育活動の質の向上につなげることができる	

佐世保市教育センター 研修体系 ～学び続ける教師のために～

佐世保市教育センター方針

教育に関する研究調査及び教育関係職員の研修を行い、もって教育の進歩発展に資する。

“深まり”のある研修 ～ 佐世保市の課題等に対応します ～
“つながり”のある研修 ～ 多様な連携をはぐくみます ～
“ゆとり”のある研修 ～ 質の向上と効率性を追求します ～

基本研修

経年研修

教職経年数に応じた研修

職能研修

職務等に応じた研修

専門研修

授業改善研修

授業力向上を図る研修

課題研修

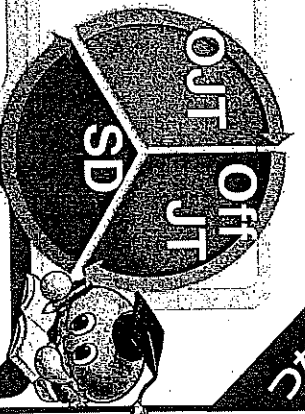
課題に対応した研修

情報教育研修

ICTスキル・SDG50 課題対応

研究調査

実証的研究及び調査



第4ステージ
[17年目以上]
研修の成果を教育現場に還元し、実践力向上に資する研修を行う。

第3ステージ
[12～16年目]
実践力向上に資する研修を行う。

第2ステージ
[6～11年目]
実践力向上に資する研修を行う。

第1ステージ
[1～5年目]
研修の一環として教育活動の基礎的なスキルを身に付け、実践力向上に資する研修を行う。

第0ステージ
[新規採用前]
新採用職員として、学習指導要領や生徒指導の基礎的な研修を行う。

16年目研修 (校外1日 校内1日)
中堅教諭等資質向上研修 (校外7日 校内1日 社会体験3日)
6～10年目研修 (校外1日 校内1日)
5年目研修 (校外3日 校内1日)
4年目研修 (校外2日 校内1日)
3年目研修 (校外2日 校内1日 地域連携3日)
2年目研修 (校外3日 校内2日)
初任者研修 (校外13日 校内120時間)
随時的任用教員研修

管理職研修

- ◇学校経営
- ◇2年目研修 (選択)

主任等研修

- ◇教務主任
- ◇研究主任
- ◇生活指導主任
- ◇生徒指導主事
- ◇特別支援教育コーディネーター
- ◇通級指導教室担当

希望研修

- ◇特別支援教育担当者
- ◇随時的任用教員

◇小・中学校「国語」

◇小・中学校「算数」「数学」

◇小・中学校「社会」

◇小・中学校「理科」

◇小・中学校「外国語」「英語」

◇小・中学校「道徳」

◇小学校「総合的な学習の時間」

◇その他教科・領域

◇ウェビナー

◇特別支援教育

◇不祥事防止対策

◇いじめ対応

◇スクリーンター

◇フジテレビジョン

◇英会話

◇アート・スキル・SDG50 課題

◇教育の情報化に関する

◇技能向上・ICT 機器

◇活用

◇学校教育ネットワーク運用

◇学校情報セキュリティ

◇2年次

「教師の省察」

◇1年次

「教育DX」

研究の成果を佐世保市教育センター教育フォーラムで発信

開催予定期日
2025.1.17 (金)

場所
総合教育センター

教育フォーラム・オンラインミニ研修・羅針盤等での情報発信

関係機関との連携

研修番号	研修名称	研修期間	研修内容	第0ステージ	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ	共通
1	4月1日(月) 学校教育ネットワーク運用研修(オンライン)			●					●
2	4月1日(月) 初任者研修「全体研修1」			●	●	●			●
3	4月16日(火) 研究主任研修					●			●
4	4月22日(月) 教務主任研修					●			●
5	4月23日(火) 3年目研修「全体研修1」			●	●	●			●
6	4月24日(水) 生活指導主任・生徒指導主事研修			●	●				●
7	4月30日(火) 初任者研修「全体研修2」					●	●	●	●
8	5月1日(水) 英会話1						●		●
9	5月1日(水) 英会話2						●		●
10	5月7日(火) 2年目研修「全体研修1」				●	●			●
11	5月10日(金) 中堅教諭等実質向上研修「全体研修1」				●	●			●
12	5月14日(火) 初任者研修「全体研修3」				●	●			●
13	5月15日(水) 教育相談1								●
14	5月15日(水) 学校情報セキュリティ研修3(一般)			●					●
15	5月20日(月) 学校情報セキュリティ研修4(一般)			●					●
16	5月22日(水) 特別支援教育コーディネーター研修					●			●
17	5月22日(水) 教育相談2								●
18	5月28日(火) 学校情報セキュリティ研修5(一般)			●					●
19	5月28日(火) 4年目研修「全体研修1」				●	●			●
20	5月29日(水) 特別支援学校担任事務説明会								●
21	5月29日(水) 教育相談3								●
22	5月29日(水) スーパー・スクール・SASEBO技能向上研修1						●	●	●
23	6月4日(火) 初任者研修「全体研修4」			●					●
24	6月5日(水) 教育相談4								●
25	6月12日(水) 教育相談5								●
26	6月17日(月) スーパー・スクール・SASEBO①(一般)						●	●	●
27	6月18日(火) 5年目研修「全体研修1」			●		●			●
28	6月19日(水) 不祥事防止対策研修			●	●				●
29	6月21日(金) 課題研修「特別支援教育①」(学級づくり)					●			●
30	6月25日(火) 16年目研修「全体研修」			●	●				●
31	6月26日(水) 教育相談6								●
32	6月26日(水) 授業改善研修「中学校・英語」						●	●	●
33	7月3日(水) 教育相談7								●
34	7月10日(水) 教育相談8								●
35	7月25日(水) 特別支援学校担任研修①							●	●
36	7月25日(水) 授業改善研修「小学校・算数」						●	●	●

A～Qは「長崎県 教諭等としての資質向上に関する指標（令和5年3月改訂）」に示された視点を示しています。

(1) 教職に必要な素養

- A：法令遵守・人権尊重の精神
- B：対人関係能力・社会性
- C：児童生徒への愛情
- 教職に関する使命感
- D：長崎県への郷土愛

(2) 学校運営・連携・協働

- E：組織運営力
- 同僚性・協働性
- F：保護者・地域・関係機関との連携力
- G：危機管理能力

(3) 教育課程・学習指導

- H：教科等に関する知識・教養
- I：授業構想力
- J：授業展開力

(4) 学級経営・児童生徒理解

- K：集団づくりの力
- L：児童生徒理解力
- M：個別の児童生徒への対応力
- N：児童生徒の将来を育む力

(5) 特別支援教育

- O：特別な配慮を必要とする児童生徒への指導力

(6) ICTや情報・教育データの活用

- P：ICTの活用 情報活用能力の育成
- Q：教育データの活用

令和6年度佐世保市教育センター オンラインミニ研修一覧（教師等） 第0ステージ、第1ステージ、第2ステージ、第3ステージ、第4ステージ 共通

研修番号	研修名称	研修時間	第0ステージ	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ	共通
1	授業づくり 基本シリーズ① 基本の単元づくり (約13分)			●		●	●	
2	授業づくり 基本シリーズ② 基本の授業づくり (約11分)			●		●	●	
3	授業づくり 基本シリーズ③ 基本の導入づくり (約18分)			●		●	●	
4	授業づくり 基本シリーズ④ 学習評価を考える (約20分)			●		●	●	
5	授業づくり 逆向き設計で授業や単元をつくる (約10分)			●		●	●	
6	授業づくり 発問あれこれ (約16分)					●	●	
7	授業づくり 「寝る」を意識した授業づくり (約20分)			●		●	●	
8	授業づくり 個別最適な学び (約19分)		●	●		●	●	
9	授業づくり 協働的な学び (約18分)			●		●	●	
10	評価 子どもの見取り方 活かし方 (約20分)			●		●	●	
11	評価 通知表所見の書き方のコツ (約17分)			●		●	●	
12	評価 行動の記録の基本的な考え方 (約15分)			●		●	●	
13	テストづくり テストづくり、これだけは！ (約15分)			●		●	●	
14	テストづくり 全国学力・学習状況調査の結果を生かした授業づくり・テストづくり～前編～ (約25分)			●		●	●	
15	テストづくり 全国学力・学習状況調査の結果を生かした授業づくり・テストづくり～後編～ (約20分)			●		●	●	
16	研究主任 研究主任 仕事始め (約14分)		●					●
17	研究主任 研究主任 1学期のまとめ (約17分)		●					●
18	研究主任 研究主任 2学期のまとめと3学期に向けて (約15分)		●					●
19	指導案 指導案の書き方 (約14分)			●		●	●	
20	指導案 指導案の見方 (約15分)			●		●	●	
21	省察 教師の省察① 長崎大学 藤井先生 (約94分)				●	●	●	
22	生徒指導 学校における「バルトリートメント」 (約20分)		●			●	●	
23	生徒指導 不登校支援について ～つながろう、つなげよう～ (約15分)				●		●	
24	生徒指導 いじめ防止シリーズ ① いじめへの対応 (約14分)		●			●	●	
25	生徒指導 いじめ防止シリーズ ② いじめの現状 (約14分)		●			●	●	
26	生徒指導 いじめ防止シリーズ ③ いじめの未然防止 (約28分)		●			●	●	
27	学年・学級経営 学年・学級経営 学級づくりの「いろは」～学期開き～ (約10分)				●	●	●	
28	学年・学級経営 学年・学級経営 夏休み明け 2学期の準備 (約12分)				●	●	●	
29	学年・学級経営 学年・学級経営 はじめての1年生担任 (約12分)		●				●	
30	学年・学級経営 学年・学級経営 はじめての1年生担任 (約11分)			●				
31	特別支援教育 はじめての特別支援教育コーディネーター (約10分)		●				●	
32	特別支援教育 誰一人取り残されない学びの保証～校内支援体制づくり～ (約10分)			●				●
33	保幼小連携 幼児教育センター保幼小連携 (約32分)				●			

A～Qは「長崎県 教師等としての資質向上に関する指標（令和5年3月改訂）」に示された視点を示しています。

(1) 教職に必要な素養

A：法令遵守 人権尊重の精神

B：対人関係能力 社会性

C：児童生徒への愛情

D：長崎県への郷土愛

(2) 学校運営・連携・協働

E：組織運営力

F：保護者・地域・関係機関との連携力

G：危機管理能力

(3) 教育課程・学習指導

H：教科等に関する知識 教養

I：授業構想力

J：授業展開力

(4) 学級経営 児童生徒理解

K：集団づくりの力

L：児童生徒理解力

M：個別の児童生徒への対応力

N：児童生徒の将来を育む力

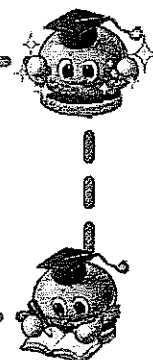
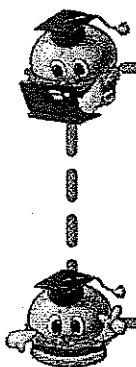
(5) 特別支援教育

O：特別な配慮を必要とする児童生徒への指導力

(6) ICTや情報・教育データの活用

P：ICTの活用 情報活用能力の育成

Q：教育データの活用



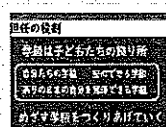
佐世保市教育センター

スマート・スクール・SASEBO 羅針盤「オンラインミニ研修」

～春休みにおすすめの動画集～

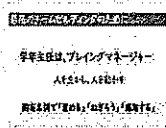
学級づくりの「いろは」 ～学級開き～

(約 10 分)



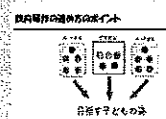
はじめての学年主任

(約 12 分)



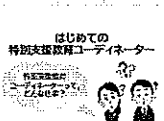
研究主任 仕事始め

(約 14 分)



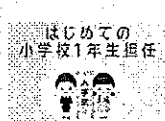
はじめての特別支援教育 コーディネーター

(約 10 分)



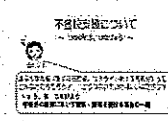
はじめての 小学校 1 年生担任

(約 11 分)



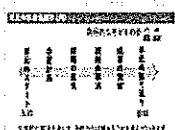
不登校支援について ～つながろう、つなげよう～

(約 15 分)



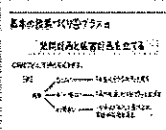
基本シリーズ① 基本の単元づくり

(約 13 分)



基本シリーズ② 基本の授業づくり

(約 11 分)



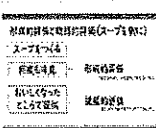
基本シリーズ③ 基本の導入づくり

(約 18 分)



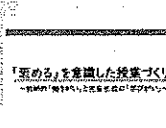
基本シリーズ④ 学習評価を考える

(約 20 分)



「褒める」を意識した 授業づくり

(約 20 分)



学校における「マルトリートメント」 ～「不適切な指導」を防ぐために～

(約 20 分)

